



第4次

2023



2027

洲本市 男女共同 参画プラン

～だれもが共に輝くために～



令和5年（2023年）3月



洲本市

はじめに

洲本市では、平成15年（2003年）に「洲本市男女共同参画プラン」を策定し、以降、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。

策定から20年が経過しましたが、「男は仕事・女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会風潮は、依然として根強く、就業の場、育児や介護の場、方針決定の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。また近年、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因した影響や、少子高齢化による人口減少などの社会情勢の変化、市民の生活様式や意識・価値観の多様化、LGBTQ+等性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な性への理解促進等への対応が求められています。

このような状況を踏まえ、本市では新たに「第4次洲本市男女共同参画プラン」を策定いたしました。このプランでは、「仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、「生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり」、「男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習」、「あらゆる分野における男女共同参画」、「すべての女性の活躍促進」の5つの基本目標を掲げ、11の施策の方向と29の施策を定めて、取り組むことといたしました。

本プランの推進にあたっては、行政はもとより、市民、関係機関や団体、事業者の皆様の理解と協力が必要です。本市のよりよい未来に向けて、皆さまの今後一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なご尽力をいただきました洲本市男女共同参画推進委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和5年（2023年）3月

洲本市長

上崎勝規



目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	4
4 男女共同参画に関する動向	5
第2章 計画の基本的な考え方	9
1 計画の基本理念	11
2 計画の基本目標	12
3 施策体系	14
第3章 施策の展開	15
基本目標1 仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活 （ワーク・ライフ・バランス）の推進	17
基本目標2 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり	20
基本目標3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習	28
基本目標4 あらゆる分野における男女共同参画	30
基本目標5 すべての女性の活躍促進【女性活躍推進計画】	33
第4章 計画の推進体制	37
1 庁内推進体制の充実	39
2 市民・企業・市民団体・NPOとの連携	39
3 国・県への協力要請及び他市町との連携	39
4 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実	39
参考資料	41
1 統計からみる本市の現状	43
2 アンケート調査結果	51
3 洲本市男女共同参画推進委員会設置要綱	67
4 洲本市男女共同参画推進委員会委員名簿	69
5 計画の策定経過	70
6 男女共同参画社会基本法	71
7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	75
8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	84
9 用語解説	92

本文中で「*」をつけている用語の解説は、参考資料の「用語解説」に記載しています。

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」とされ、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。同法の制定から20年以上が経過しましたが、性別による不平等は解消されておらず、日本の男女共同参画の推進状況は国際的に大きな差を広げられ、令和4年（2022年）に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数*では、日本は146か国中116位と低い順位となっており、特に政治、経済分野への女性の参画が大きな課題となっています。

洲本市（以下「本市」という。）では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成15年（2003年）に「洲本市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成25年（2013年）に「第2次洲本市男女共同参画プラン」、平成30年（2018年）に「第3次洲本市男女共同参画プラン」（以下「第3次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。

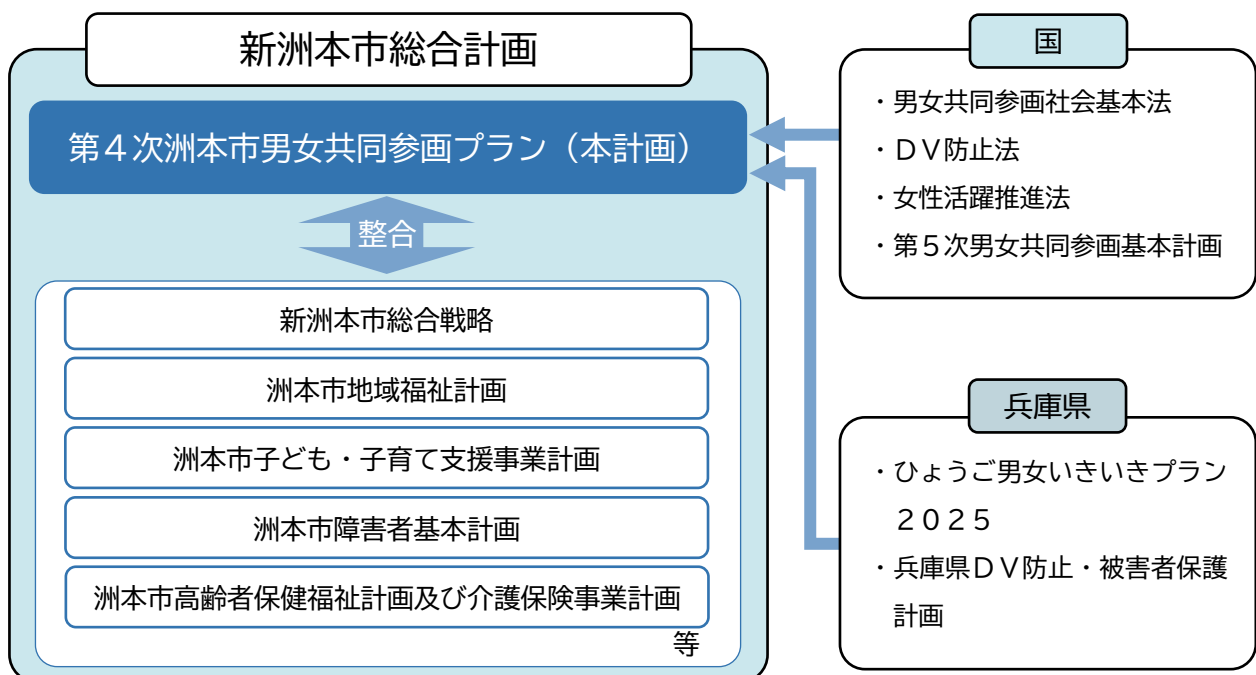
しかしながら、性別による固定的な役割分担意識*やこれに基づく社会風潮は、依然として根強く、就業の場、育児や介護の場、方針決定の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。また近年、自然災害が甚大化・頻発化している中、男女共同参画の視点による災害対策も必須となっており、特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因したDV*や性暴力被害の増加・深刻化、女性の雇用・所得への影響などが懸念されています。さらには、少子高齢化による人口減少などの社会情勢の変化、市民の生活様式や意識・価値観の多様化、LGBTQ+*等性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など多様な性への理解促進等への対応が求められています。

この度、第3次計画の計画期間が満了することから、本市が令和4年度（2022年度）に実施した「洲本市男女共同参画アンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果と、第3次計画の取組みの成果・課題を踏まえつつ、国際社会の潮流や国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」等を踏まえ、引き続き、市民とともに男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するための計画として「第4次洲本市男女共同参画プラン」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置付け

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」として位置づけます。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「新洲本市総合計画」に基づく分野別計画に位置づけられ、男女共同参画社会の分野における具体的な計画として示すものであり、第3次計画の取組みの成果や課題を踏まえ策定する後継計画として位置づけます。また、本市の関連計画との整合を図り、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025」等を踏まえ策定するものです。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会経済情勢の変化、本市を取り巻く状況の推移等に対応した施策を適切に推進するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 男女共同参画に関する動向

(1) 国際社会の動き

昭和50年(1975年)、国際連合(以下「国連」という。)が提唱した「国際婦人年」を契機として、メキシコシティで第1回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され、各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。その後、昭和54年(1979年)には、国連総会において、男女の完全な平等の達成への貢献を目的として、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*」(以下「女子差別撤廃条約」という。)が採択されました。この条約は、締約国に対し、あらゆる分野における性による差別禁止と差別撤廃に必要な法的措置を執り、慣習や慣行など個人の意識改革を求めています。

平成7年(1995年)、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、ジェンダー*平等をめざす取組みの指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択され、5年ごとに世界全体で進捗と課題を振り返る取組みが行われてきました。

平成17年(2005年)にニューヨークで開催された「第49回国連婦人の地位委員会」(北京+10)では、「第4回世界女性会議」から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」について実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

平成23年(2011年)には、女性と女児の権利を促進するため、国連の女性に関する4つの機関(国連女性開発基金、女性の地位向上部、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室、国際婦人調査訓練研修所)を統合して「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」(UN Women)が発足されました。

平成27年(2015年)には、「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な指標としてSDGs*(持続可能な開発目標)が定められました。SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、目標5では、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*を図る」が示されています。

(2) 国の動き

昭和50年(1975年)の「世界行動計画」を受けて、昭和52年(1977年)に「国内行動計画」が策定されました。昭和60年(1985年)には「女子差別撤廃条約」に批准し、同年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が制定され、平成8年(1996年)には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年の平成12年（2000年）には、この基本法に基づく初めての法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13年（2001年）には「DV防止法」が成立し、その後、平成25年（2013年）には、対象となる被害者を拡大した改正が行われました。

平成27年（2015年）には「女性活躍推進法」が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられました。令和元年（2019年）には同法の一部改正により、一般事業主行動計画策定義務の対象が労働者301人以上から101人以上に拡大され、パワーハラスメント*等の防止対策の強化などが定められました。

平成30年（2018年）には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すこと等を基本原則としています。また、令和3年（2021年）には改正が行われ、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備等を行うため、政党等の取組みの促進や、性的な言動等に起因する問題への対応を含む、国及び地方公共団体の施策の強化が盛り込まれました。

平成30年（2018年）には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）が成立しました。ワーク・ライフ・バランス*実現のため、長時間労働の是正や、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられました。

令和元年（2019年）には「DV防止法」の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、DV被害者支援と児童虐待対応との連携強化が盛り込まれました。

令和2年（2020年）には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、「1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」、「4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4つを目指すべき社会として、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしています。

令和3年（2021年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が改正され、産後パパ育休（出生時育児休業）の創設や、事業主に対し育児休業の個別の周知・意思確認が義務付けられました。

令和4年（2022年）には、DVや性被害、生活困窮など困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しています。

(3) 県の動き

兵庫県においては、平成4年（1992年）に女性施策の展開拠点として「県立女性センター」を設置し、平成13年（2001年）には「ひょうご男女共同参画プラン21（第1次兵庫県男女共同参画計画）」が策定され、平成14年（2002年）には「男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

その後、平成18年（2006年）に「ひょうご男女共同参画プラン21 後期実施計画」、平成23年（2011年）に「新ひょうご男女共同参画プラン21（第2次兵庫県男女共同参画計画）」、平成28年（2016年）に「ひょうご男女いきいきプラン2020（第3次兵庫県男女共同参画計画）」が策定され、「女性活躍推進法」第6条に基づく「都道府県推進計画」として位置づけられました。

令和3年（2021年）には「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）」が策定され、「女性の活躍と兵庫への定着の推進」、「男性の家庭・地域への参画と働き方の見直し」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」、「互いに支え合う家庭と地域」、「安心して生活できる環境の整備」、「次世代への継承」の6つの重点目標が設定されました。

また、平成18年（2006年）に策定された「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」は、平成21年（2009年）に第2期計画として改定され、平成26年（2014年）に「兵庫県DV防止・被害者保護計画」と改称され、第3期計画として改定が行われました。

平成31年（2019年）に改定された第4期計画では、「DV防止に向けた啓発・教育の推進」、「市町のDV対策の促進」、「相談体制の充実」、「緊急時の安全確保」、「自立支援の推進」、「専門人材の育成と関係機関との連携強化等」の6つを目標として取組みを進めています。

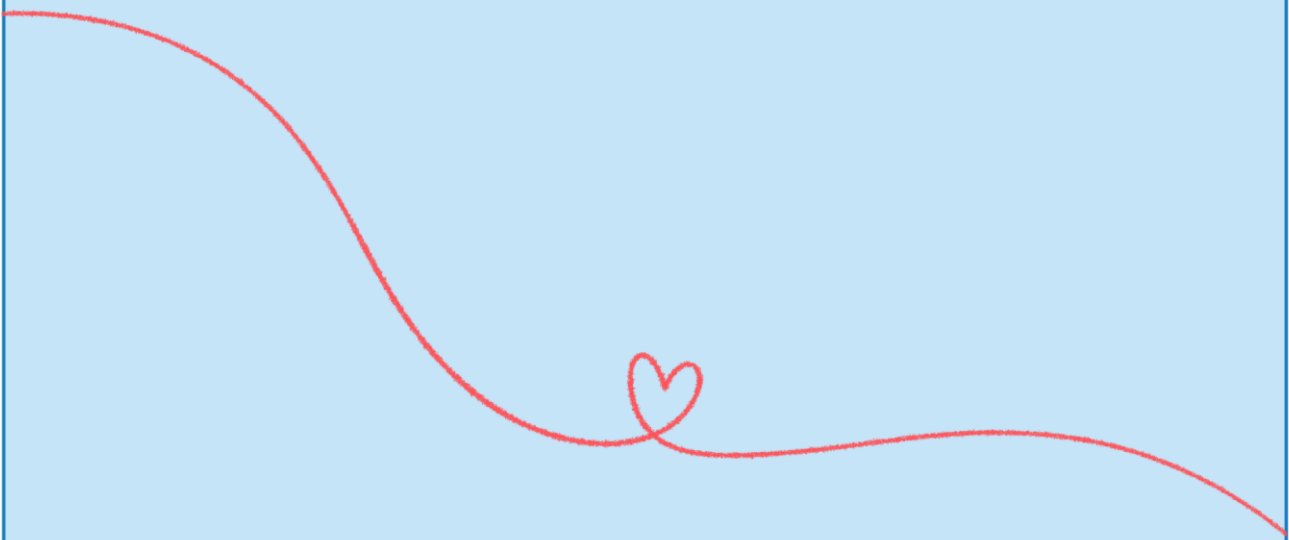
(4) 洲本市のこれまでの取組み

本市では、国及び県の動きを受け、平成15年（2003年）に「洲本市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成25年（2013年）に「第2次洲本市男女共同参画プラン」、平成30年（2018年）に第3次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進してきました。

しかしながら、今回のアンケート調査の結果では、性別による固定的な役割分担意識が依然としてみられ、家庭による役割分担に家事等は女性に偏っている実態があるなど、解決すべき多くの課題も残り、今後も引き続き取組みを進めていく必要があります。

第2章

計画の基本的な考え方



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、性別（女性・男性に限らず、すべての性自認を含みます。）、性的指向などにとらわれることなく、互いにその人権を尊重し、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できる社会のことです。

男女共同参画社会の実現を目指し、以下の4つの基本理念を定めます。

基本理念1 人権と個の尊重

すべての人が性別による差別的取り扱いを受けることがなく「個」として尊重され、多様な価値観を受け入れ、認め合い、一人ひとりが個人として能力を発揮できる社会の実現を目指します。

基本理念2 あらゆる分野への参加・参画

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別にかかわらず様々な活動ができるよう、社会のあらゆる制度や慣行について配慮し、対等な構成員として立案の段階から関わり、主体的に参加・参画することができる社会の実現を目指します。

基本理念3 ワーク・ライフ・バランスの実現

性別にかかわらずすべての人がお互いに協力し、社会の支援も受けながら、家庭生活とその他の活動が両立できる社会の実現を目指します。

基本理念4 国際化への理解と対応

国際交流と国際理解に努め、性別にかかわらず一人ひとりが、世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現を目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標1 仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活 (ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活(ワーク・ライフ・バランス)を推進することにより、働くことを希望するすべての人が、やりがいや充実感を感じながら仕事上の責任を分かち合い、仕事や家庭、地域の間においても、多様な生き方を選択・実現できる社会の実現を目指します。

基本目標2 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

誰もが生涯を通じて安心して健やかに過ごせるよう、ライフステージに応じた適切な健康の保持増進のための施策を推進し、特に女性のリプロダクティブ・ヘルス/ライツ*の視点からの生涯を通じた健康づくりを支援します。

また、高齢者、障害の有無、国籍、性別の問題等に関わりなく誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりを推進します。

さらに、あらゆる暴力を防止・根絶し、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成を目指します。

基本目標3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

次代を担う子どもも含め、誰もが男女共同参画への理解や人権尊重に向けた問題を自分自身の問題としてとらえ、社会全体で取り組んでいくことができるよう、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場面において、固定的な性別役割分担意識等の解消に向けた教育・啓発を推進し、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けた理解の促進に取り組みます。

基本目標4 あらゆる分野における男女共同参画

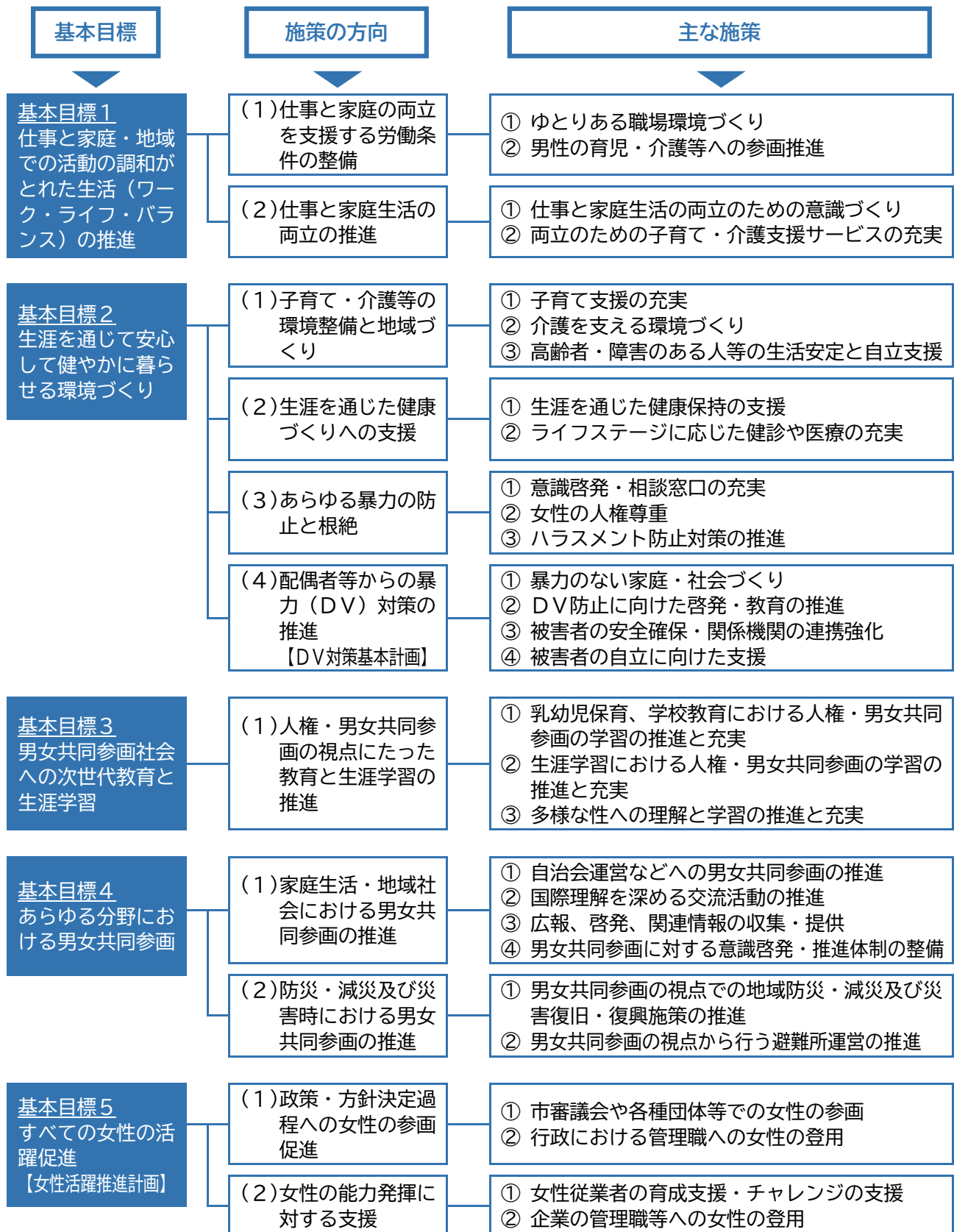
地域で暮らすさまざまな立場の人が地域活動に参加・参画できるよう、また、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、能力を発揮できるよう、意識啓発や情報提供を行います。

また、予想される大規模災害に対応するため、防災・減災対策における男女共同参画の視点の反映を行い、災害発生時においては、男女共同参画の視点を反映した避難所運営等を中心とした対応を推進します。

基本目標5 すべての女性の活躍促進

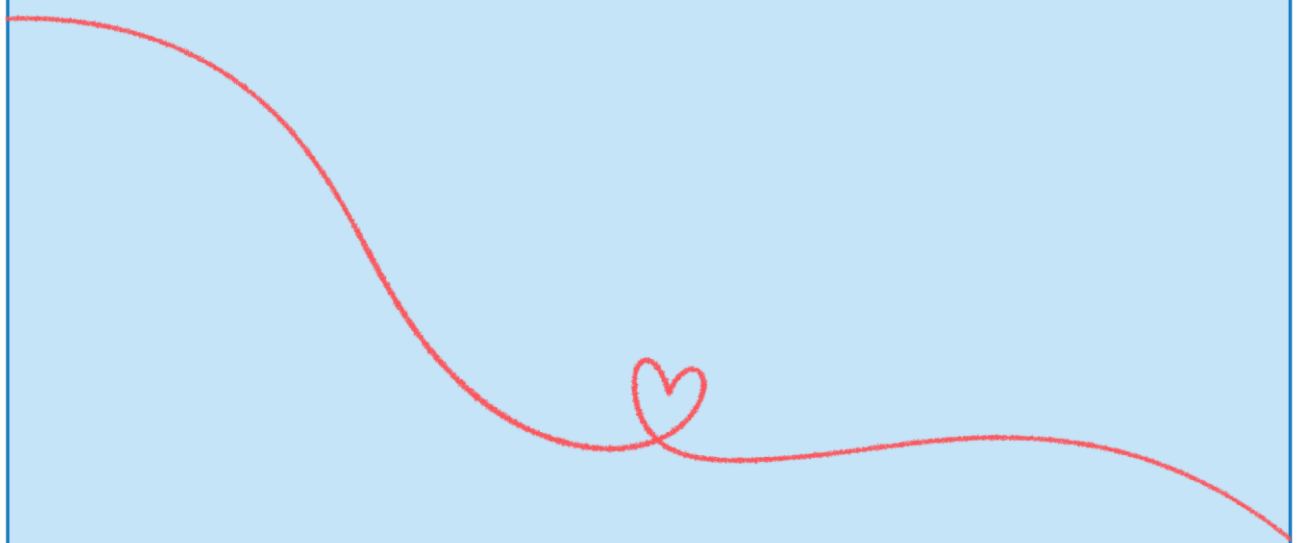
男女共同参画社会を実現するため、社会あらゆる場面における女性の参画の拡大を図り、一人ひとりの女性が、その個性と能力を十分に発揮できるよう支援を行うとともに、女性が活躍できる地域づくりや職場づくりを推進します。

3 施策体系



第3章

施策の展開



第3章 施策の展開

基本目標1 仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の推進

（1）仕事と家庭の両立を支援する労働条件の整備

少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会が大きく変化する中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらず、誰もが働きやすい社会を実現することが不可欠です。

働くことを希望するすべての人が、ライフイベントに応じて多様で柔軟な働き方が選択できるよう、一層の女性活躍推進に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革、子育て支援や介護支援の推進、男性の家庭生活への参画促進に向けた取組みを一体的に推進します。

① ゆとりある職場環境づくり

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画の意識啓発と推進	○男女が共に家庭と社会における責任を担い、共に能力を発揮できる環境づくりを推進します。	総務課
ワーク・ライフ・バランスの推進	○時間外勤務削減の啓発及び時間外勤務命令権者の意識改革を行います。 年休及び子育て等各種支援制度の取得促進に向けた啓発活動を実施します。	総務課
職員研修の充実等	○男女共同参画の視点を反映させるため、本市全職員を対象に研修会や情報提供の充実を図ります。	総務課
育児休業制度等の制度の周知	○ポスター掲示やチラシ配架による周知を引き続き行い、HPの掲載については、複数のジャンルでリンクをさせ、より多くの人の目にとまるように努めます。	商工観光課

② 男性の育児・介護等への参画推進

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画の意識啓発と推進	○男女が協力して家事・育児・介護等の家庭生活における役割や責任を担っていくよう意識啓発に努めます。	総務課

具体的な施策	内 容	担当課
男性職員が育児・介護休業制度を取得しやすい職場環境づくり	○男女職員の育児休業取得の励行などによって、仕事と家庭生活を両立できる環境づくりを推進します。	総務課
男女が共同して担う介護についての啓発	○老人会等の各種団体や通いの場において、介護保険制度についての講座を実施し、介護問題や家庭への負担の大きさについて理解を深め、介護を担い合う大切さを啓発していきます。	介護福祉課
認知症をささえる家族の会	○毎月開催している定例会に包括支援センターも参画し、介護者の抱えている悩みや課題を共有していきます。 また、男性介護者や働きながら介護している人が参加しやすい環境づくりに努めます。	介護福祉課
子育て・介護を男女が共に等しく担い合うための、家庭内における男女平等の意識改革	○誰もが共に参加しやすいセミナーや出前チャレンジ相談会等の開催を進め、固定的な役割分担意識に対する意識改革を図ります。	市民課

(2) 仕事と家庭生活の両立の推進

働くことを希望するすべての人が、仕事と家事、育児・介護等の家庭生活等を両立できるようにすることは必要不可欠です。

アンケート調査では、男女共同参画社会の実現に向けて行政が力をいれていくべきこととして、「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」の回答が60.9%と最も多くなっていました。

仕事と家事や育児、介護等の両立ができるよう、長時間労働の削減等の働き方改革に向け、積極的な周知・啓発を行います。また、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、各種制度やサービスについて情報提供を行い、仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図ります。

① 仕事と家庭生活の両立のための意識づくり

具体的な施策	内 容	担当課
労働時間短縮の普及促進	○長時間労働の削減等の働き方改革に向け、国・県との連携により「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）への対応について雇用主、労働者の双方に周知を図っていきます。	商工観光課
ボランティア活動への参画のためのボランティア研修の充実・参加促進	○リタイアした世代等のボランティア活動への参画を促進するため、洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、研修・講座の更なる充実、参加促進を図ります。	福祉課

② 両立のための子育て・介護支援サービスの充実

具体的な施策	内 容	担当課
介護保険制度に対する意識啓発と支援サービスの充実	○今後も引き続き、65歳到達による資格取得者に対し、保険証と合わせて小冊子を送付し介護保険制度に対する意識啓発に努めます。	介護福祉課
洲本市子育て学習センターの運営	○市内2ヶ所で実施している「子育て学習センター」を、総合的に支援できる「地域子育て支援拠点施設」と位置づけ、安心して子育てができる支援体制を充実していきます。	生涯学習課
子育てを支える多様な保育サービスの充実	○引き続き、事業の充実を図ります。	子ども子育て課
放課後児童健全育成事業の充実	○児童の安全な保育環境を図る観点から、引き続き市所管施設の有効活用や小学校の余裕教室等の活用促進など、事業の充実を図ります。	子ども子育て課

基本目標２ 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

（１）子育て・介護等の環境整備と地域づくり

少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等により、子育ての孤立感や負担感が高まっていることから、妊娠期からの切れ目のない子育て支援など、子育てしやすい環境づくりを推進する必要があります。また、令和２年（２０２０年）国勢調査によると、本市の人口に占める６５歳以上の高齢者は約４割で、今後も増加傾向にあり、ひとり暮らしの高齢者の増加が予測されていることから、高齢者が生涯を通じて安心して健やかに暮らすことのできるよう、介護を支える環境づくりを推進するとともに、地域における支え合いを推進していく必要があります。さらに、障害のある人においても、あらゆる分野の活動に参加することができるよう、その機会の確保に加え、生活安定と自立支援の充実を図る必要があります。

そのため、様々な状況や立場に置かれている人々が生活していく中で生きづらさを感じることなく、多様な生き方を認めあう意識を醸成するとともに、誰もが安心して健やかに暮らせるよう、相談体制をはじめ、各種支援のための取組みを推進します。

① 子育て支援の充実

具体的な施策	内 容	担当課
不登校の児童・生徒についての教育相談の実施	○引き続き各学校や青少年センターなどで随時実施します。	学校教育課
不登校の子どもについての適応教室の開設	○洲本教室及び五色教室において、学習活動に取り組みます。	学校教育課
民生委員・児童委員の研修による相談・支援の充実	○関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員に対して児童福祉についての研修を行い、相談・支援等に必要な知識及び技術の修得を図ります。	福祉課
子育てに対する不安やしんどさを安心して相談できる場や機会の提供	○健やかに安心して妊娠・出産・子育てをしていただけるよう、母子健康包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行います。	健康増進課
地域での子育て支援	○子育てサークルの育成や地域の多世代交流ができる事業の実施など、現状の資源を活用した子育て支援の充実を図ります。	子ども子育て課
保育所情報や子育て支援情報の提供	○児童館、児童センターの取組みによる子育て支援情報の提供を行います。	子ども子育て課

具体的な施策	内 容	担当課
子育てに関する相談体制の充実	○子ども家庭総合支援拠点において、家庭児童相談、子育て悩み相談、乳幼児相談など、0歳から18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に様々な相談に対応し、関係機関と連携を図りながら、切れ目なく継続的に支援します。	子ども子育て課
子育て中の人、障害者、高齢者などの視点に立って施設の点検と改良を行うことにより、バリアフリーのまちづくりを推進	○小さい子ども連れの方、障害をお持ちの方が在庁する間、施設面での不具合や危険箇所の有無等、注意を払うよう職員間で相互啓発を行います。また、隣課に要件がある来庁者には、移動を求めず職員が隣課に行き対応します。	地域生活課

② 介護を支える環境づくり

具体的な施策	内 容	担当課
介護を含む高齢者の地域生活の支援体制の構築	○社会福祉協議会、在宅介護支援センターを始め、介護事業所、医療機関等との連携強化、また多職種による高齢者に対する支援体制を強化することで、介護の環境整備を推進していきます。生活支援コーディネーターや民生委員など多様な主体が参画する協議体や地域ケア会議等での協議を通じ、各地域の課題を抽出し、地域資源とつなげていくことなどを通して地域づくりをしていきます。	介護福祉課
介護を含む高齢者の総合相談窓口の設置	○介護に関する問題が重度化・深刻化しない段階で気軽に相談してもらえるよう、住民や関係機関に対し、相談窓口の普及啓発に努めます。 地域包括支援センターを中心に、在宅介護支援センター（3か所）が地域の高齢者の総合相談窓口として支援していきます。	介護福祉課

③ 高齢者・障害のある人等の生活安定と自立支援

具体的な施策	内 容	担当課
介護予防事業（いきいき百歳体操等）の地域展開	○いきいき百歳体操など住民主体の介護予防活動を支援することで、いくつになっても住み慣れた地域で元気に自分らしく暮らしていけるようにします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大で活動休止中のグループへの再開支援、サポート役の育成、未実施地区への普及啓発に努めます。また、口腔体操や栄養講座を実施し、フレイル・オーラルフレイル予防の普及啓発を図ります。	介護福祉課
障害者問題解決のための啓発推進	○障害のある人もない人もすべての人が当たり前に心を通わせ、理解し合える暮らしやすいまちづくりを進める取組みとして、障害者理解の啓発を推進します。	福祉課
民生委員・児童委員の研修による相談・支援の充実 【再掲】	○民生委員・児童委員に対して、高齢者・障害者福祉、ひきこもりやヤングケアラーなどについての研修を行い、相談・支援等に必要な知識及び技術の修得を図ります。	福祉課
学習や趣味、スポーツやボランティア活動の支援	○地域における自主活動等の情報の提供を推進するとともに、引き続き、高齢者の老人大学をはじめ、生涯学習や市民講座等を通じて情報提供、啓発推進に努めます。	市民課

（２）生涯を通じた健康づくりへの支援

女性も男性も、すべての人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の基礎を成すものです。

特に女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点がとりわけ重要です。すべての女性が、安心して健やかに暮らせる社会を実現するためには、女性の生涯における健康問題について、誰もが関心を持ち、正しい知識を得ることが重要です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点から女性の生涯を通じた健康づくりに取り組むことができるよう、健康教育や性教育、相談体制の充実など、生涯を通じた健康づくりを支援するための総合的な対策の推進を図ります。

① 生涯を通じた健康保持の支援

具体的な施策	内 容	担当課
学校における性教育の充実	○保健の授業や特別活動などにおいて、児童・生徒の発達段階に即して性に関する基礎的・基本的な内容に即して正しく理解させるとともに、同性や異性との人間関係や今後の生活において、直面する性に関する諸課題に対して、適切な意志決定や行動選択ができるよう性教育を充実させます。	学校教育課
安心して、子どもを産み育てられるよう、妊娠期から出産までの母の健康管理に対する支援	○母子手帳交付時の全数面接により、支援を必要とする妊産婦と出会い、早期から関係性を築きながら産後ケア事業等の必要な支援を利用できるように支援し、安心して妊娠・出産期を過ごし、自信を持って子育てに臨めるように努めます。 また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を目指し、安心して子どもを産み育てられるように妊産婦への支援体制の充実を図ります。	健康増進課

② ライフステージに応じた健診や医療の充実

具体的な施策	内 容	担当課
継続的な支援環境づくりの推進	○令和5年度に洲本市健康増進（第3次）計画・食育推進（第3次）計画・自殺対策（第2次）計画の策定を行い、これまで継続的に行ってきた健康づくり等の支援環境づくりについて見直しを行い、効果的な取組みに向けて検討していきます。	健康増進課

(3) あらゆる暴力の防止と根絶

暴力は、犯罪となる行為を含む人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻む大きな要因になっています。そのため、あらゆる暴力の防止と根絶に向けて、誰もが各種暴力の被害者にも傍観者にもならないよう、決して許されるべきではないことの一層の意識啓発を図ります。

また、被害者に対しては、安心して相談できる環境を整備するなど、相談及び支援体制の充実を図ります。

さらに、妊娠・出産、育児・介護休業等を理由とする不利益取扱いや、職場等におけるハラスメント等の防止に向けた取組みを行うとともに、性的指向や性自認に関するハラスメント防止対策を推進します。

① 意識啓発・相談窓口の充実

具体的な施策	内 容	担当課
地域包括支援センター、介護支援センターでの総合相談窓口での相談受付	○介護に関する問題から発生する虐待等家族問題が深刻化・複雑化しないように早い段階での相談受付が行えるよう相談窓口の普及啓発に努めます。地域包括支援センターでは、夜間及び休日は電話対応し、24時間相談受付できるようにしています。	介護福祉課
関係機関・団体等の連携・協力体制づくり	○DVの防止や被害者の保護、自立を支援するため、福祉、警察、司法、医療、教育等様々な関係機関が密接に連携して取り組む体制づくりに努めます。	子ども子育て課
関係機関との連携・協力体制づくり	○引き続き、関係機関や団体等の連携・協力体制づくりの強化に努めるとともに、特設相談所を開設します。	市民課

② 女性の人権尊重

具体的な施策	内 容	担当課
被害者のためのカウンセリング等精神的サポートのできる相談体制づくり	○婦人相談員1名を配置し、カウンセリング等の被害者サポートを実施します。	子ども子育て課
男女共同参画の視点にたった人権尊重の在り方の啓発推進	○女性の人権を尊重するために、市民講座等を開催し、人権啓発の推進に努めます。	市民課

③ ハラスメント防止対策の推進

具体的な施策	内 容	担当課
ハラスメント防止対策の推進 【新規】	○職場におけるハラスメント防止措置について、令和4年4月から中小企業の事業主にも職場のパワーハラスメント防止措置が義務化されたことについて周知を図るなど、ハラスメント防止対策を推進します。また、ハラスメントの定義の周知を行い、ハラスメントの根底にある差別意識の解消に向けた教育・啓発を行います。	

(4) 配偶者等からの暴力（DV）対策の推進【DV対策基本計画】

DVは犯罪となる行為を含む人間としての尊厳を深く傷つける重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現に向けて克服していかなければなりません。また、その被害者の多くが女性であり、被害者が自立して新たな生活を踏み出すことができるよう、被害者やその子どもを含めた切れ目のない支援を受けられる体制づくりが大切です。

DVの防止や被害者の保護、自立を推進するため、相談体制の充実を図るとともに、DVに関する相談等を行う兵庫県女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）や福祉、警察、司法、医療、教育等様々な関係機関と連携を行い、相談から保護、自立まで被害者のそれぞれの状況に応じた支援を行います。また、あらゆる機会を通じて啓発を行い、市民一人ひとりのDVに関する正しい理解の促進を図ります。

① 暴力のない家庭・社会づくり

具体的な施策	内 容	担当課
暴力を許さない家庭・社会の実現の推進	○直接身体を傷つける身体的暴力のほか、言動や態度による精神的暴力、性行為を強要するなどの性的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力もすべて暴力であるという意識醸成を進め、暴力を許さない社会づくりのため、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、このような被害者をなくすため、DVに関する広報や周囲から通報しやすい環境整備、関係機関との連携など、DVの発見、通報のための環境づくりに努めます。	子ども子育て課

具体的な施策	内 容	担当課
暴力に関する相談・通報に対する被害者が必要とする援助の在り方の検討	○暴力に関する市民からの相談・通報に対し、関係部署、機関等へ連絡や協議を行います。	市民課

② DV防止に向けた啓発・教育の推進

具体的な施策	内 容	担当課
女性に対するあらゆる暴力を防止するため関係機関と連携した啓発活動の実施	○関係団体等と連携して、啓発チラシ、ポケットティッシュなどの啓発物品による広報・啓発を実施し、DV被害の防止に取り組みます。	子ども子育て課
関係機関と連携した教育・啓発の推進	○関係機関と連携して、DV対策に関する啓発に努めます。	市民課

③ 被害者の安全確保・関係機関の連携強化

具体的な施策	内 容	担当課
被害者等の情報管理の徹底	○DV等加害者が被害者の住所を探索することを目的として住民票の写しや戸籍の附票の写しを取得することを制限する住民基本台帳事務における支援措置等により、被害者の個人情報管理の徹底を行います。また、被害者本人の同意を得た上で、被害者が関係する庁内各課への支援措置情報の提供を行います。	市民課
相談・保護体制の充実	○DVが起こった場合の被害者の安全確保のため、DV被害者が安心して身近なところで相談でき、加害者の元から逃げ出した際は同伴する子どもや家族を含め、安全に保護されるよう、DVに関する啓発及び相談窓口を周知し、身近なところで相談ができる体制の充実を図ります。また、緊急時の迅速な相談対応について、警察など関係機関と連携し被害者の安全確保を最優先に対応します。	子ども子育て課

④ 被害者の自立に向けた支援

具体的な施策	内 容	担当課
女性問題相談員の養成	○DV被害者が加害者から逃れ、新たな生活を営んでいく上では、住居の問題や生活、就労の問題、心身の健康回復など様々な困難を抱えており、これらに対して適切な支援が受けられるよう関係機関の連携が必要であり、被害者とその子どもが、自立して新たな生活に踏み出すことができるよう、支援体制を実施します。また、婦人相談員を配置し、被害者のカウンセリング等の支援等を行います。	子ども子育て課

基本目標３ 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

（１）人権・男女共同参画の視点にたった教育と生涯学習の推進

平成１１年（１９９９年）に制定された「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこととしていますが、いまだに職場や学校、地域、家庭等あらゆる場面において、女性差別がなくなっていないのが現状です。

このように、男女共同参画社会の実現を阻害している要因には、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス*）があると考えられ、これは幼少期から家庭・学校・地域の中で長年にわたり形成されてきたものです。アンケート調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識は解消には向かっていたものの、いまだに根強く残っており、女性と男性のいずれにも存在していました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映して、DVや性暴力被害の増加・深刻化、女性の雇用・所得への影響などジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化しました。

人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であることから、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、一人ひとりの「違い」を尊重した正しい平等意識を醸造し、様々な価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重される社会、多様性のある共生社会を実現するため、主体的に「自分らしい生き方」ができるよう男女共同参画の視点からの教育を推進します。

また、一人ひとりの能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画し、活躍していくためには、生涯にわたり学習機会が確保されなければなりません。特に、女性問題を位置づけ、ジェンダーや固定的な性別役割分担意識等を解消するための男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進します。

① 乳幼児保育、学校教育における人権・男女共同参画の学習の推進と充実

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画の視点に立った指導・参画の推進	○男女共同参画社会の実現に向けて、教育活動全領域で実施します。男女の平等や相互理解・協力を基盤とした幼児児童生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育を推進し、進路及び職業選択の能力育成に向け、キャリア教育を計画的に実施します。	学校教育課
幼稚園での男女平等教育の充実		
男女混合名簿の実施		
教職員の男女共同参画社会への研修の充実		
主体的な進路・職業選択能力の育成		

具体的な施策	内 容	担当課
保育関係者への研修の充実及び保育園での男女平等教育の充実	○従来より保育所保育指針に基づいた保育が実践できており、今後も引き続き充実した保育を行います。また、保育現場において男女平等が実践できるよう、男性保育士等の任用も行います。	子ども子育て課
男女の平等・人権に関わる確かな意識を身につける教育の充実		子ども子育て課
固定的な性別役割分担意識にとらわれない教育の推進	○固定的な性別役割分担意識にとらわれない人権・男女共同参画に関する教育の推進を担当部局との協働で継続して実施します。	市民課

② 生涯学習における人権・男女共同参画の学習の推進と充実

具体的な施策	内 容	担当課
学習・趣味・スポーツ・ボランティア活動支援の充実	○既存事業の充実を図るとともに、各種事業に参画するきっかけを与えるメニューや特に若者の参画を促すメニューを開拓していきます。	生涯学習課
講演会などにおける一時預かり保育の開設	○乳幼児を抱えた保護者が、各種講演会や研修会などに参加しやすいように、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等に配慮しながら、一時預かり保育を開設します。また、各種講座の開催においては、常に一時預かり保育の必要性を考慮するよう努めます。	市民課

③ 多様な性への理解と学習の推進と充実

具体的な施策	内 容	担当課
多様な性への理解と学習の推進と充実 【新規】	○LGBTQ+をはじめ、多様な性的指向・性自認*（SOGI*）など、多様な性の理解と学習の推進と充実を図ります。	市民課

基本目標４ あらゆる分野における男女共同参画

（１）家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

アンケート調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識は解消には向かっていますが、いまだに根強く残っています。また、家庭生活の多くの場面で、妻が主な役割を担っていることがわかりました。

家庭生活・地域社会において、固定的な性別役割分担意識に縛られることなく、個性と能力を発揮できるよう、社会のあらゆる分野において男女共同参画に対する意識啓発を行います。

また、男女共同参画社会の形成を図るため、国際動向の情報収集や国の取組み状況の把握に努めるとともに、国際理解を深める交流活動を推進します。

① 自治会運営などへの男女共同参画の推進

具体的な施策	内 容	担当課
町内会、老人会などの自発的、自主的な交流活動のサポート	○町内会、老人会等の地域における自主的な集まりを主に介護予防の側面から支援することで、男女共にそれぞれの地域での自立した活動を継続していけるようにします。	介護福祉課
地域活動における男女の積極的な参加・参画の促進	○洲本市連合町内会の事業計画に「男女共同参画社会実現に向け協力する」と明記していただき、意識啓発や理解、周知に努めます。	広報情報課
地域での花づくり運動や景観を守る運動への参加	○環境保全の意識の高揚と美化推進活動への参画促進を図ります。また、ボランティア団体の育成も併せて行い、行政・企業等・市民との協働により環境問題に取り組みます。	生活環境課
市内の清掃ボランティア団体へのごみ袋等の配布及びごみ収集の支援		生活環境課

② 国際理解を深める交流活動の推進

具体的な施策	内 容	担当課
国際理解の推進	○国際理解のより一層の推進を目指し、性別に関係なく、国際交流活動ができる場や国際感覚の高揚と啓蒙に資する場を提供します。 また、洲本市国際交流協会の活動を支援します。 1. 国際姉妹都市との青少年ホームステイ相互派遣事業及び成人による親善訪問団の派遣・受入を実施します。 2. 外国人による外国語講座を実施します。 3. 世界の文化を体験・学べる外国文化理解事業を実施します。	企画課

③ 広報、啓発、関連情報の収集・提供

具体的な施策	内 容	担当課
メディアによる情報等を選択、活用する能力の促進	○本市の広報メディア（CATV放送、ホームページ、広報紙）を活用し、情報提供に努めます。	広報情報課
男女共同参画に関する情報収集・提供の推進	○本市の広報メディア（CATV放送、ホームページ、広報紙）を活用し、情報提供に努めます。	広報情報課
市の発行する広報・印刷物の表現の配慮	○本市の発行する広報・印刷物等について、男女共同参画の視点で表現を点検し、必要な見直しを行います。	市民課

④ 男女共同参画に対する意識啓発・推進体制の整備

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画に関する市民・企業等の意識調査の実施	○令和4年度に市民、本市職員及び企業に対する意識調査を実施し、現状の把握と課題を洗い出し、計画の見直しを行いました。次期計画の策定時においても調査を実施し、調査結果をふまえ、計画の見直しを行います。	市民課
男女共同参画推進体制の整備	○洲本市男女共同参画推進委員会を開催し、本計画の着実な実行と目標達成に取り組みます。また、男女共同参画に関する施策の実施状況を報告します。	市民課

(2) 防災・減災及び災害時における男女共同参画の推進

災害時に生じる諸問題の解決に向けて、防災・減災や復旧復興支援についての方針決定過程において男女共同参画の視点を取り入れた体制を推進します。

また、災害発生時には、男女共同参画の視点が反映されるよう、災害時における避難所が女性や高齢者、障害者にとって避難しやすい環境となるよう取り組みます。

① 男女共同参画の視点での地域防災・減災及び災害復旧・復興施策の推進

具体的な施策	内 容	担当課
災害時における避難所での、妊婦や乳幼児への配慮の実施	○防災訓練等において、妊婦や乳幼児を対象とした取り組みを行い意識の向上を図るとともに、現場において臨機応変に対応できるよう努めます。	消防防災課
災害ボランティア活動への支援のためのボランティア研修の充実・参加促進	○赤十字奉仕団による炊き出し訓練や、洲本市社会福祉協議会のボランティアセンターを中心とした研修を通じ、地域の助け合いや相互扶助の気持ちを育み、意識の向上に努めます。	福祉課

② 男女共同参画の視点から行う避難所運営の推進

具体的な施策	内 容	担当課
男女共同参画の視点から行う避難所運営の推進 【新規】	○避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、避難所運営における留意点や必要な物資など、男女共同参画の視点から運営の改善を図ります。	消防防災課

基本目標５ すべての女性の活躍促進【女性活躍推進計画】

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

すべての女性が職場や家庭、地域でその個性と能力を十分に発揮できるよう、社会全体の意識醸成や環境整備などを図り、男女共同参画社会の実現に向けて、行政の政策や方針などの決定過程をはじめとするあらゆる場面において、女性が参画していく必要があります。

本市では、これまで審議会等における女性委員の登用率を、３０％以上とする数値目標を掲げて取り組んできました。その結果、令和３年度（２０２１年度）は２５．３％と数値目標には未だ到達していない状況であり、なお一層の女性の参画を促進する必要があります。

政策・方針決定の場等への女性参画が進むよう、市民や各種団体、関係機関等に積極的に働きかけを行い、審議会等委員に占める女性委員の割合については、引き続き３０％以上を目標とし、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画促進を行います。

また、本市では、「女性活躍推進法」に基づく「洲本市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」により、管理職への女性の積極的な登用を図るとともに、職域拡大等がより一層進むよう働きかけを行います。

① 市審議会や各種団体等での女性の参画

具体的な施策	内 容	担当課
審議会等における女性委員の登用率について、３０％以上を目指す	○引き続き女性委員の登用の必要性について、意識して取り組んでいきます。	総務課
防災会議員の女性の登用	○女性防災会議員の増員を図ります。	消防防災課
教育委員の女性の登用	○委員の選任にあたり、引き続き女性委員を登用します。	教育総務課
地域の実態を把握し、地域における健康づくり活動の推進	○保健師・栄養士による研修会、学習会等を実施し、地域の健康問題を把握し、愛育班・いずみ会活動としてどのような取り組みが必要かを考え、活動できるよう支援を行います。	健康増進課
洲本市住居表示審議会の女性の登用促進	○住居表示審議会委員の任期は審議が終了したときまでとなっており、前回開催の平成１３年以降本計画策定時まで審査を行う案件がなく、委員の選任を行っていません。次回開催時には、女性の委員の登用について、関係官公署職、学識経験者、市職員の各分野において偏りなく選任します。	市民課

具体的な施策	内 容	担当課
審議会等の委員への女性の登用促進	○公共交通に関する多様な意見を施策に反映できるよう女性の参画を進めます。 ○洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議等において、多様な意見を取り入れるため、引き続き女性等の参画推進に努めます。	企画課
都市計画審議会・洲本市空家等対策協議会の運営	○引き続き、審議会等において女性委員を登用し、多様な人材の活用を目指します。	都市計画課
洲本市債権回収連絡推進会議における女性参画の推進	○洲本市債権回収連絡推進会議の委員として、女性委員も参画し協議を実施しています。男女共同参画、ジェンダー平等の理念に基づき市民の様々な立場を理解した上で、委員としての意見を求め、債権回収の協議等の実施を継続していきます。 また、一堂に会しての全体の会議では、聞き取りが難しい点もあるため、各部署とのヒアリング形式を取り入れながら、情報共有及び連携の強化等を図りながら、女性参画の推進に努めます。	収納対策課
淡路地域循環型社会づくり推進会議及び淡路循環型社会づくり推進協議会	○住民、事業者、行政がごみの発生抑制、再使用、再資源化等活動を通じた循環型社会づくり促進の会議等について、男女の意見が共に反映される、バランスのとれた施策を実施するために、積極的に女性の参画を進めます。	生活環境課
洲本市国民健康保険運営協議会委員への女性委員の登用	○洲本市国民健康保険事業の運営に幅広い意見を反映できるように委員構成にするため、引き続き女性委員の登用を図ります。	保険医療課
民生委員推薦会や民生委員・児童委員等への女性の参画の促進	○民生委員推薦会や民生委員・児童委員等への女性の参画を進めます。	福祉課
審議会等の委員への女性登用促進	○洲本市子ども・子育て会議において、女性委員の参画を進めます。	子ども子育て課

② 行政における管理職への女性の登用

具体的な施策	内 容	担当課
人事異動を通じて、女性職員の管理職への登用推進	○引き続き、女性管理職への登用推進を図ります。	総務課

(2) 女性の能力発揮に対する支援

女性が様々な分野において希望に応じたチャレンジができ、その能力を十分に発揮できるよう、就業や再就職、起業、参画等のための支援や各種講座等の情報提供を行います。特に本市においては、女性は農林水産業の重要な担い手であり、女性の果たしている役割は極めて大きいものがあることから、農林水産業における女性の参画の啓発を行い、女性農業者が主体性を持った対等なパートナーとして経営に参画するため、役割と責任を明確化する家族経営協定を推進し、女性の認定農業者を育成します。

また、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保のため、「男女雇用機会均等法」等の一層の定着が図られるよう、企業等への普及啓発に努め、兵庫県が創設した、一定の基準に達した企業等を県が認定する「ひょうご女性活躍推進企業（ひょうごミモザ企業）認定制度」について周知を行います。加えて、令和4年（2022年）から「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画策定や情報公表の義務対象が常時雇用する労働者数301人以上から101人以上の事業主に拡大されたことから、新たに義務の対象となった事業所の取組みを促進するため、情報提供等を行うなど一般事業主行動計画の策定支援に努めます。

① 女性従業者の育成支援・チャレンジの支援

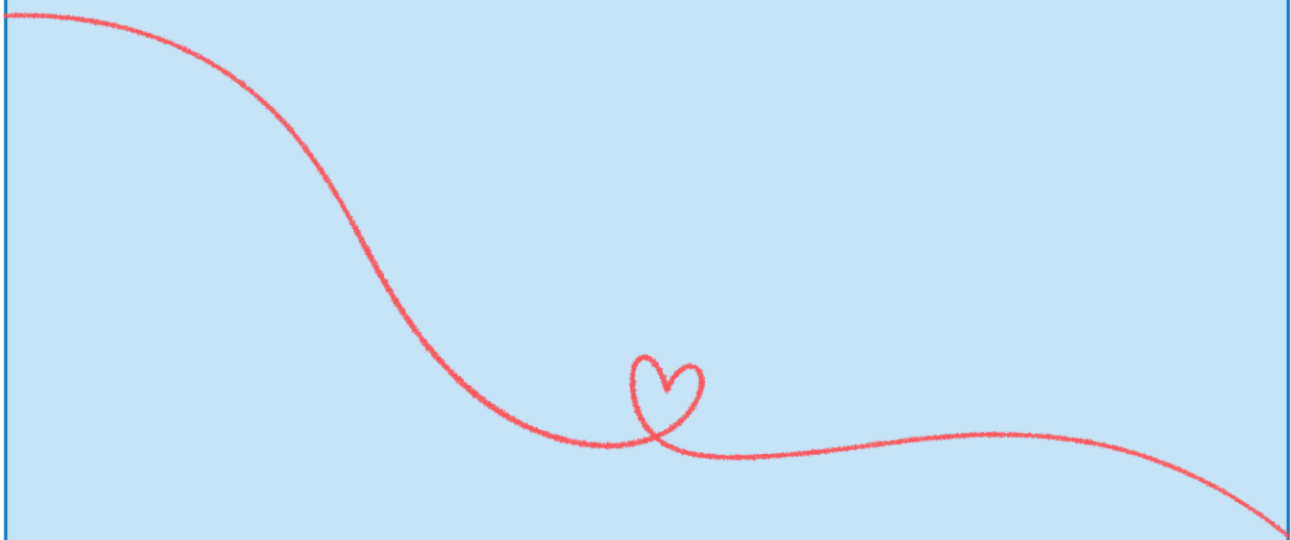
具体的な施策	内 容	担当課
農林水産業における女性の参画の啓発	○国や県などの関係機関からのパンフレット等があれば、各種団体への配布やポスター掲示等を通じて啓発を図ります。また、女性農業者支援事業等の情報案内をするなど支援を図ります。	農政課 林務水産課
家族経営協定の推進や女性認定農業者の育成	○家族経営協定、女性認定農業者について、啓発・個々への働きかけを行います。	農政課 林務水産課
国・県等の関係機関・団体において実施される各種講座等の情報提供	○女性が能力を発揮できるよう就職・再就職等、就業に関する情報の提供や女性の起業促進のため、HP掲載や、起業セミナー等での配布など、より一層周知に努めます。	商工観光課
再就職、起業等を目指す女性に対する支援	○再就職や起業、働き方の見直し、地域活動や情報提供など、新たに何かを始めたい女性を対象にしたセミナーや相談会の実施と充実を継続して行います。	市民課

② 企業の管理職等への女性の登用

具体的な施策	内 容	担当課
ポジティブ・アクション*（積極的改善措置）の奨励 【新規】	○企業に対し管理職等への女性の参画を促進するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に関する情報提供を行います。	市民課

第4章

計画の推進体制



第4章 計画の推進体制

男女が共にお互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として社会のさまざまな分野における活動に参画し、男女共同参画社会の実現を目指すためには、市民の理解と協力が不可欠であり、市行政、関係機関や団体、事業者が一体となって計画の促進に取り組むことが大切です。プランに基づく政策を効果的かつ実効性を持ったものにするため、庁内組織の「洲本市男女共同参画推進委員会幹事会」を中心に、進行管理を行うとともに、関係部署と連携しながら効果的なプランの推進に努めます。また、その進捗状況については、定例的に「洲本市男女共同参画推進委員会」を開催して評価・意見を求め、検討を重ねながら必要に応じて見直しを行い、男女共同参画社会の確立を図っていきます。

1 庁内推進体制の充実

庁内の連絡的な組織である「洲本市男女共同参画推進委員会幹事会」を設置し、職員すべてが男女共同参画の意義を理解し、業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりを強化しながら、庁内推進体制の充実を図ります。

また、幹事会による協議や職員研修などを実施し、プラン実現に向けて取り組んでいきます。

2 市民・企業・市民団体・NPOとの連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、企業、市民団体、NPOなどと行政の連携や団体間の連携を促進し、市民的な広がりを推進します。

また、学識経験者や団体、企業、市民などからなる「洲本市男女共同参画推進委員会」を中心に、基本的かつ総合的な観点からプランの推進について評価・協議を行っていきます。

3 国・県への協力要請及び他市町との連携

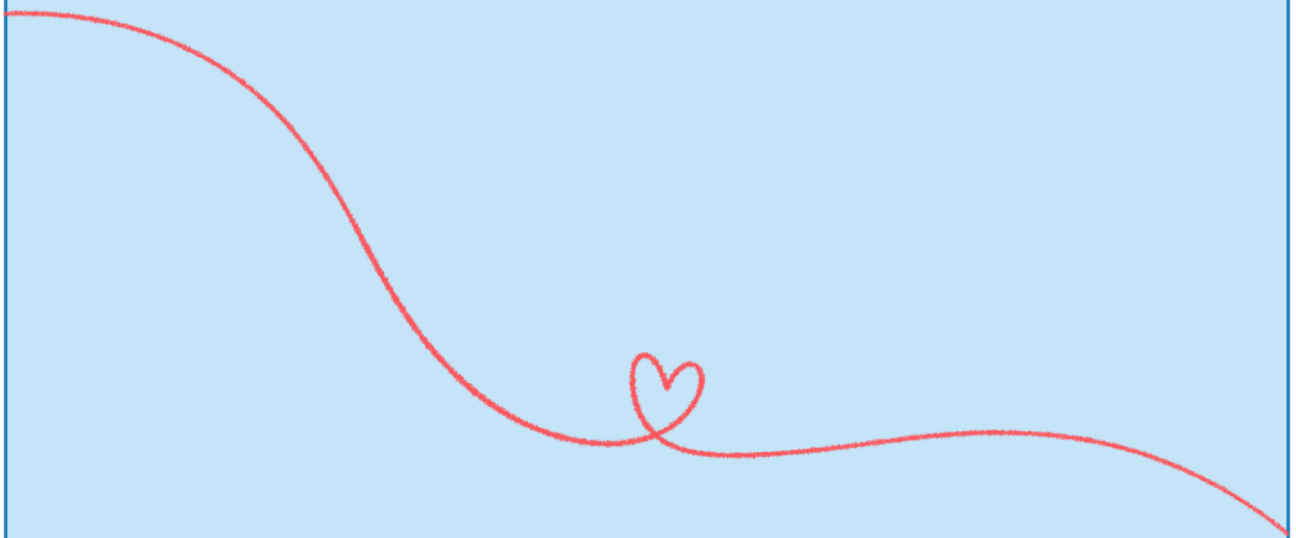
男女共同参画の推進についての課題は広範多岐にわたるため、プラン実現のためには、国・県との連携・協力が不可欠です。国・県と相互に連携を図り、必要時には協力を要請します。

また、近隣市町等関係機関とも連絡調整及び情報交換等を図り、連携に努めます。

4 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実

市民と共にプランを推進する活動拠点の充実に努め、活動及び情報の収集・情報の発信の拠点づくりを進めます。

参考資料



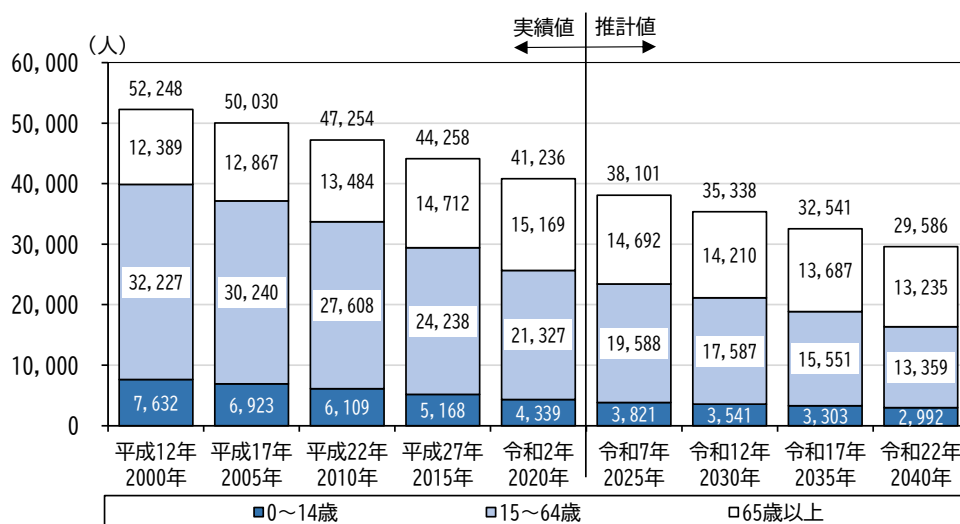
参考資料

1 統計からみる本市の現状

(1) 人口の推移

本市における総人口は減少傾向で推移しており、令和2年（2020年）では41,236人となっています。また、年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の割合が増加する一方、0～14歳、15～64歳の割合が減少傾向で推移しており、令和2年（2020年）の65歳以上の割合は37.1%となっています。

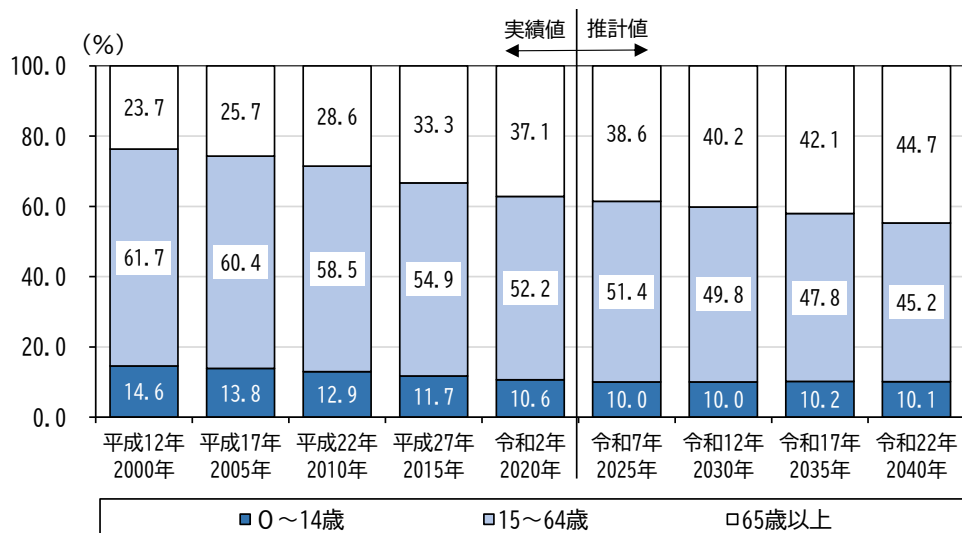
■人口の推移と推計



※ 人口総数には、年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合があります

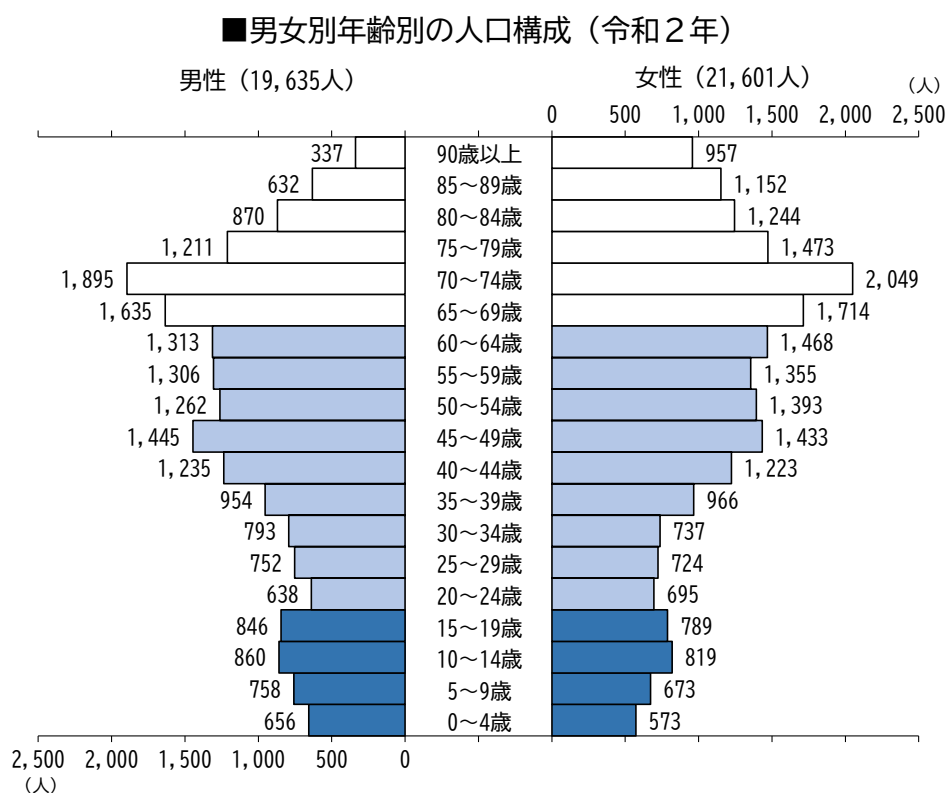
資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は洲本市「新洲本市総合戦略」

■年齢3区分別人口割合の推移と推計



資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は洲本市「新洲本市総合戦略」

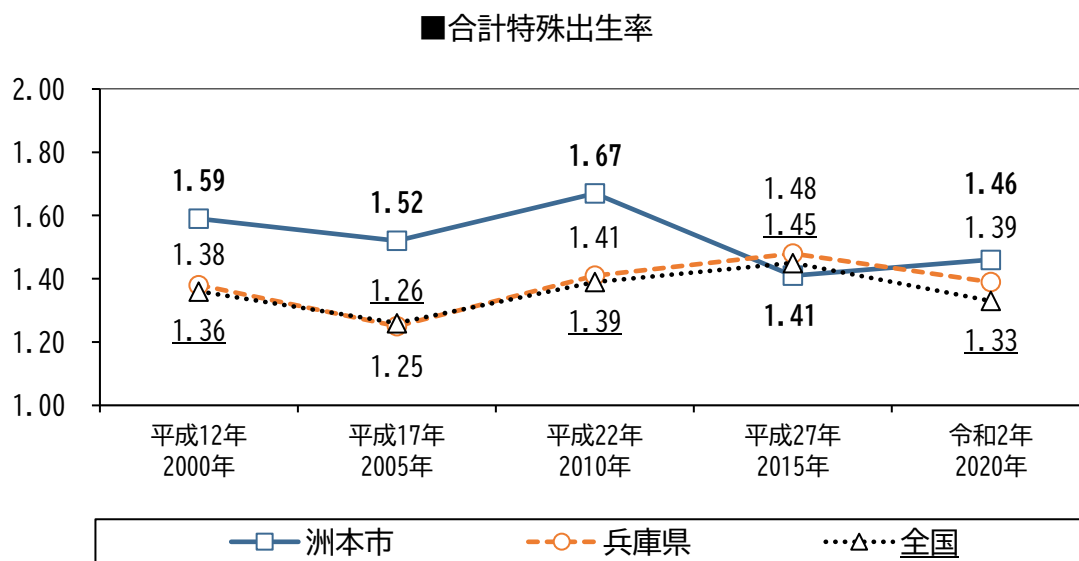
男女別年齢別の人口をみると、男女とも70～74歳が最も多く、それぞれ1,895人、2,049人となっています。また、50歳以上では女性の人口が男性よりも多くなっています。



資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

(2) 合計特殊出生率

本市における合計特殊出生率は、令和2年（2020年）は1.46で、兵庫県、全国より高くなっています。

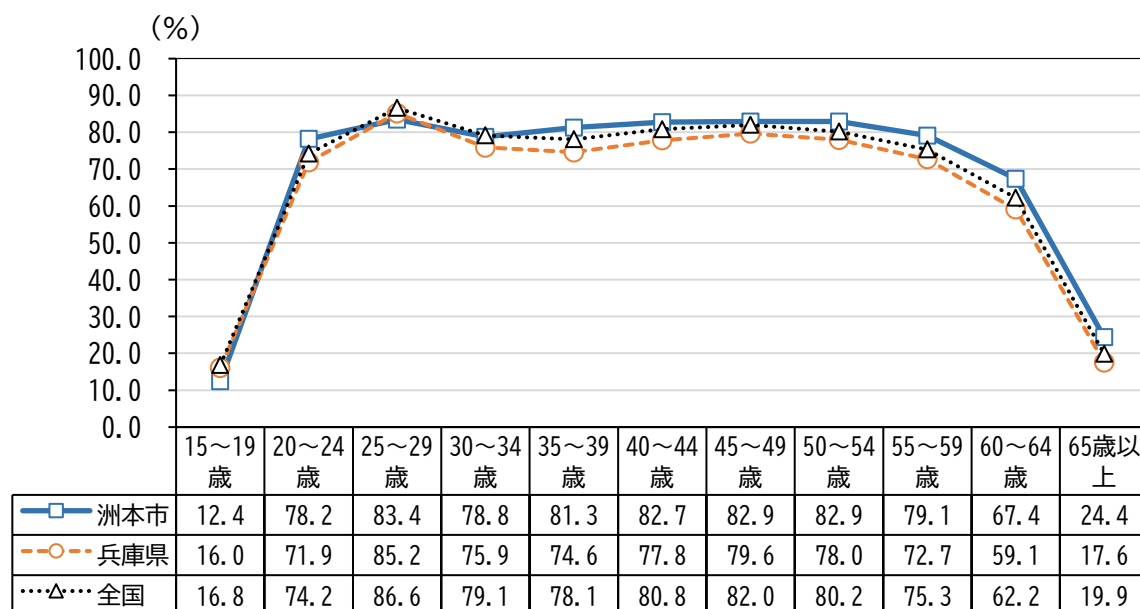


資料：兵庫県「合計特殊出生率」

(3) 女性の労働力率

本市における女性の5歳階級別労働力率は、35歳以上で兵庫県、全国より高くなっています。

■女性の労働力率（令和2年（2020年））



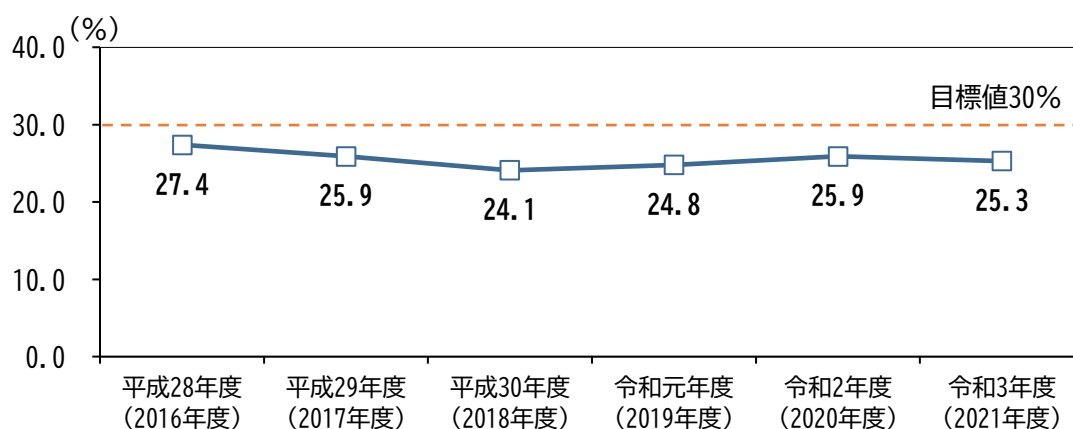
資料：総務省「国勢調査（令和2年）」

(4) 女性の政策・方針決定参画状況

① 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値

本市における目標設定の対象である審議会等の女性割合は、令和3年度（2021年度）は25.3%となっています。

■目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値

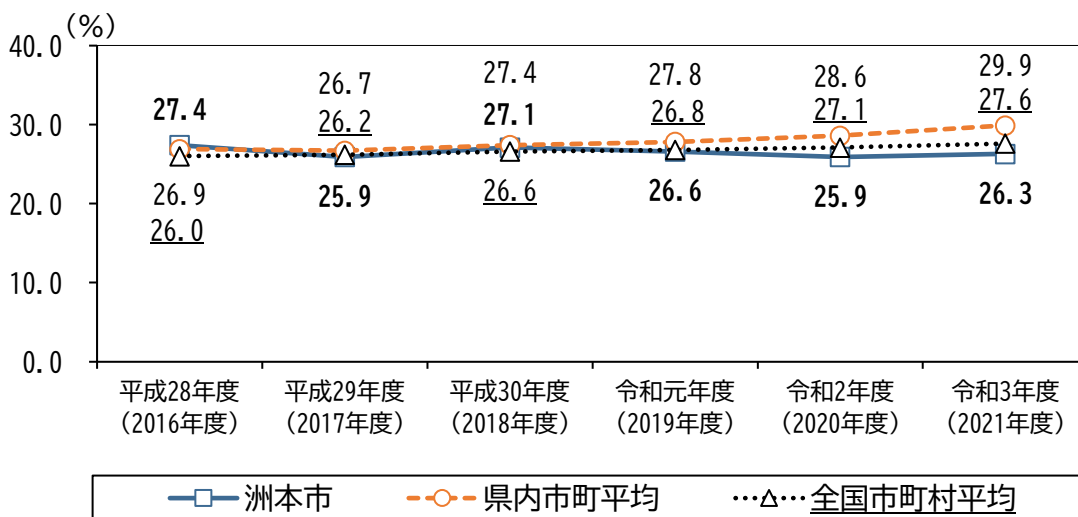


資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性の参画状況

本市における地方自治法（第２０２条の３）に基づく審議会等における女性の割合は、平成２９年度（２０１７年度）以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和３年度（２０２１年度）は２６．３％となっています。

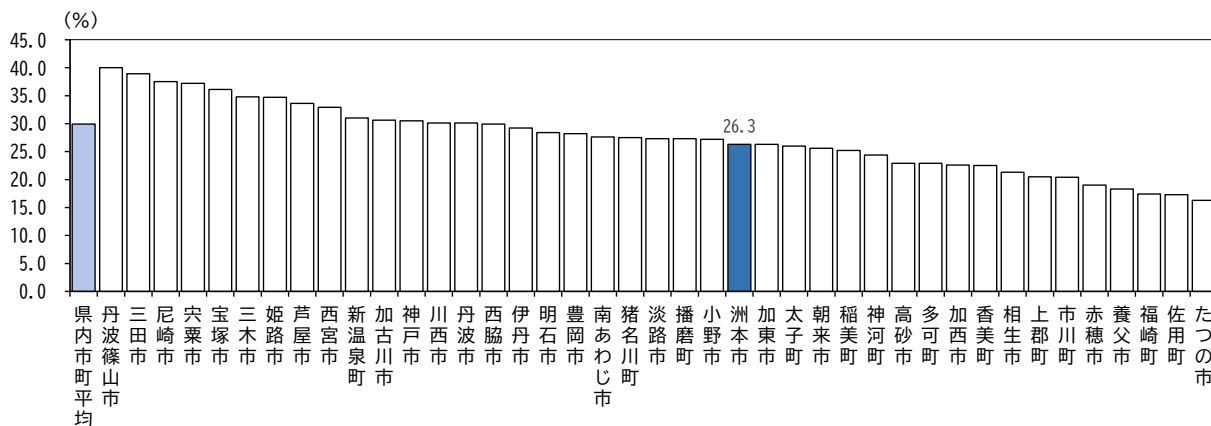
■地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性の割合



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

県内市町における令和３年度（２０２１年度）の地方自治法（第２０２条の３）に基づく審議会等における女性の割合をみると、本市は４１市町中２４位となっています。

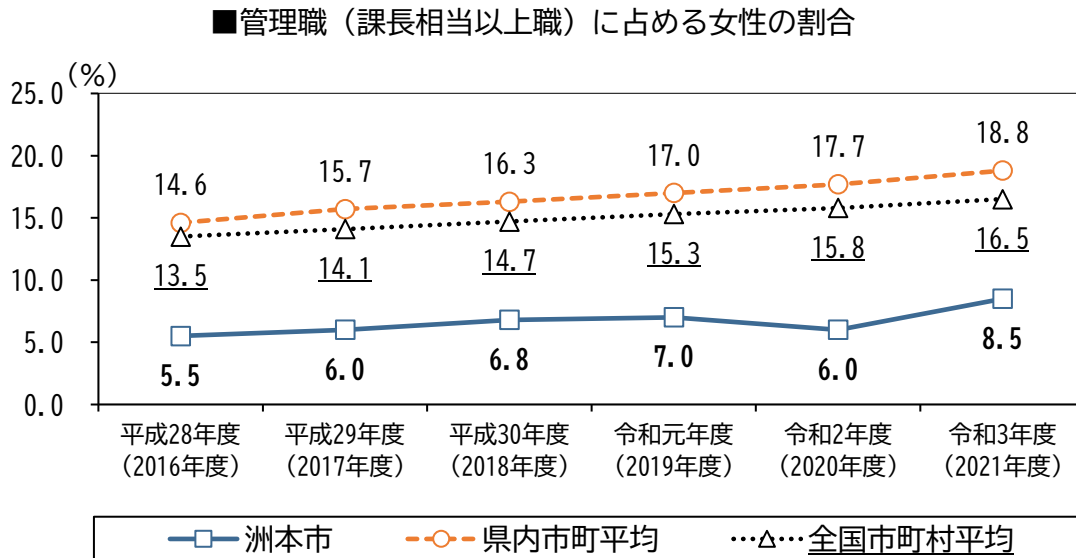
■県内市町における地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等における女性の割合
（令和3年度（2021年度））



資料：内閣府男女共同参画局「令和３年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

③ 公務員に占める女性管理職（課長相当以上職）の割合

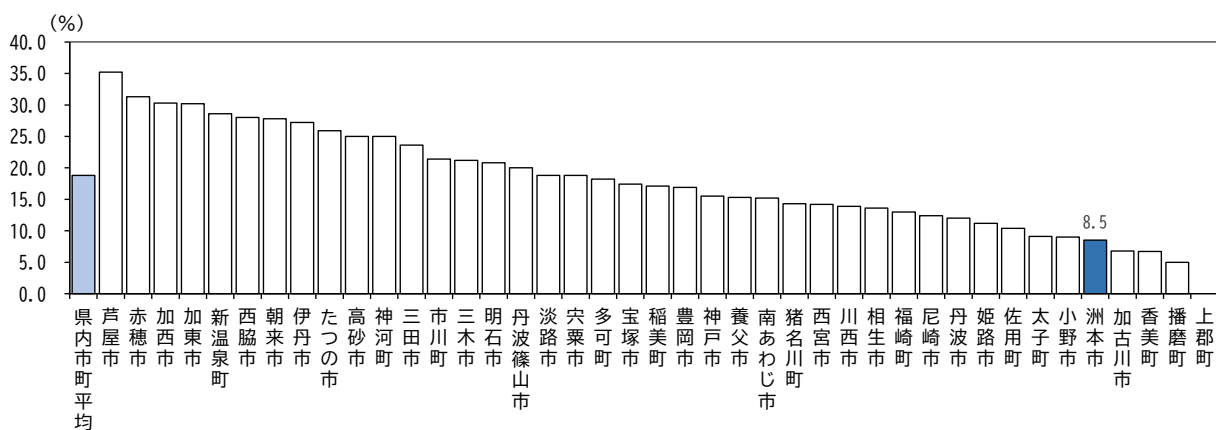
本市職員における管理職（課長相当以上職）に占める女性の割合は、県内市町平均、全国市町村平均を下回って推移しており、令和3年度（2021年度）は8.5%となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

県内市町における令和3年度（2021年度）の市職員管理職（課長相当以上職）に占める女性の割合をみると、本市は41市町中37位となっています。

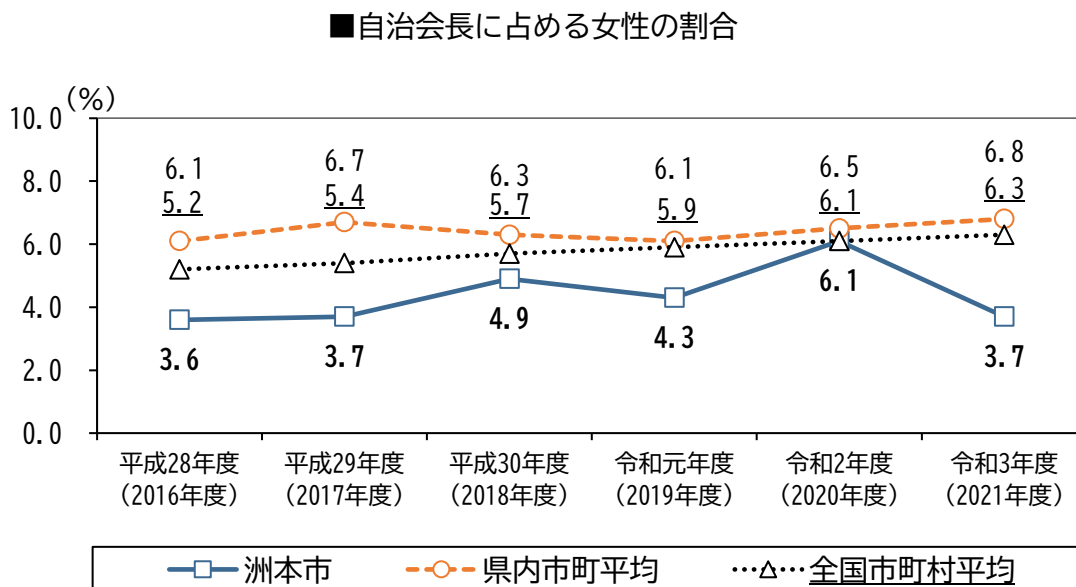
■県内市町における市職員管理職（課長相当以上職）に占める女性の割合 （令和3年度（2021年度））



資料：内閣府男女共同参画局「令和3年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

④ 自治会における女性の参画状況

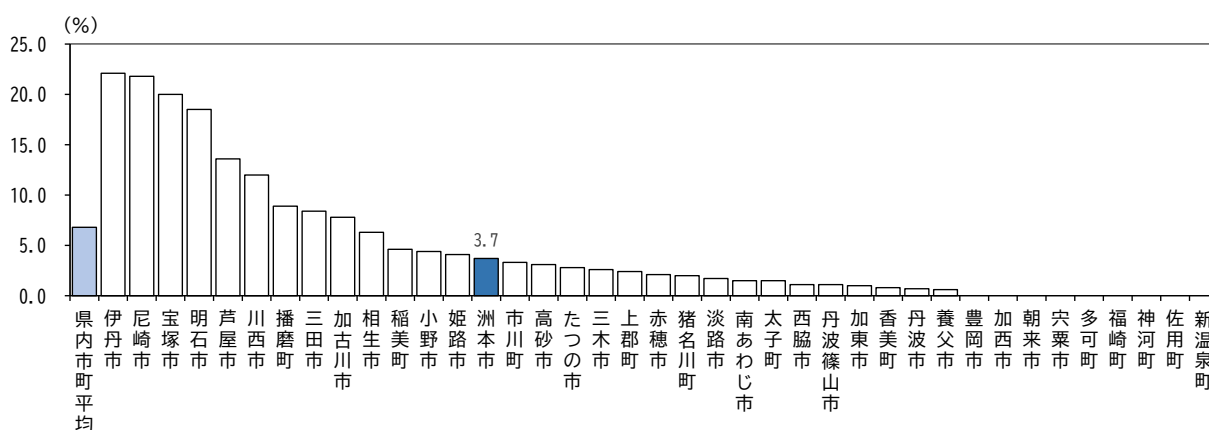
本市における自治会長に占める女性の割合は、県内市町平均、全国市町村平均を概ね下回って推移しており、令和3年度（2021年度）は3.7%となっています。



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

県内市町における令和3年度（2021年度）の自治会長に占める女性の割合をみると、本市は39市町中14位となっています。

■県内市町における自治会長に占める女性の割合（令和3年度（2021年度））

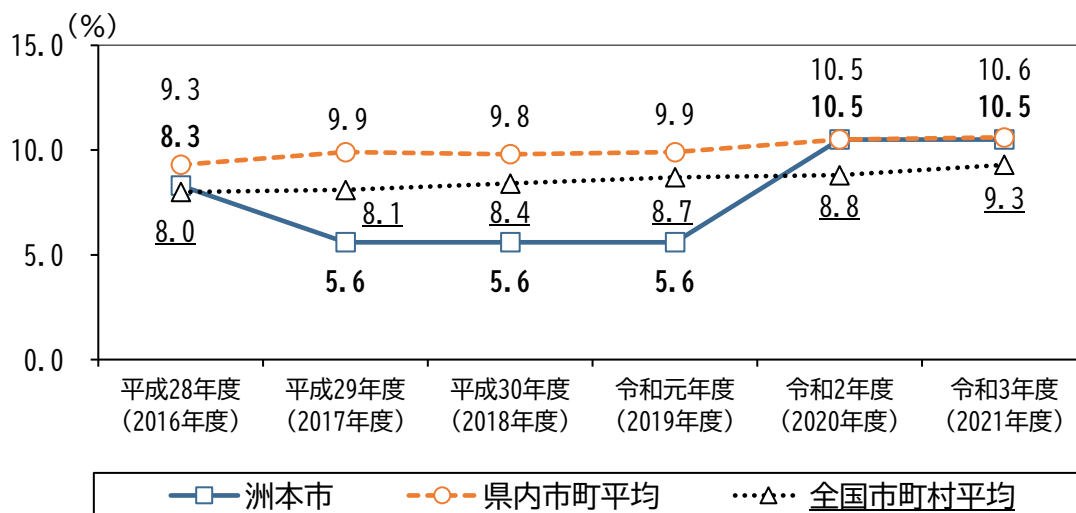


資料：内閣府男女共同参画局「令和3年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

⑤ 防災会議における女性の参画状況

本市における防災会議に占める女性の割合は、令和2年度（2020年度）以降、全国市町村平均を上回って推移しており、令和3年度（2021年度）は10.5%となっています。

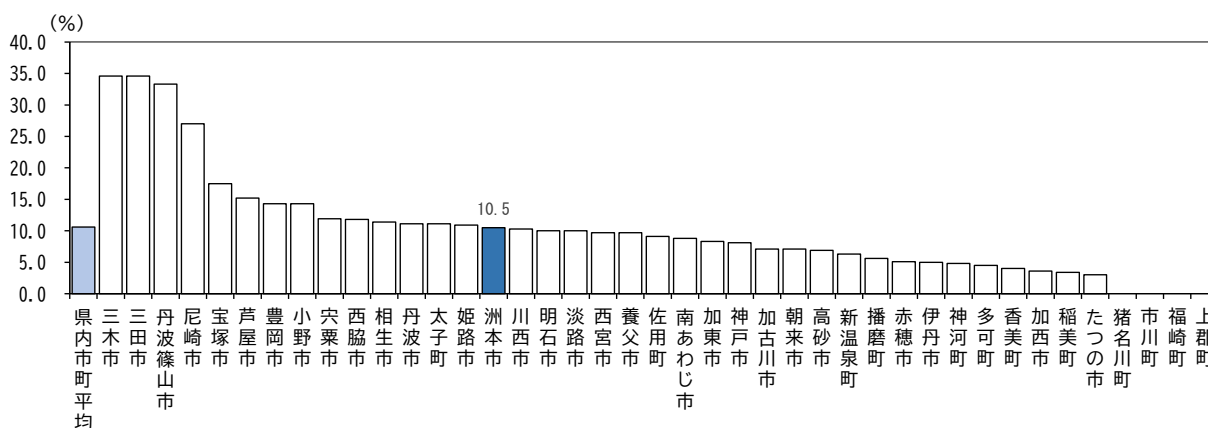
■防災会議に占める女性の割合



資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

県内市町における令和3年度（2021年度）の防災会議に占める女性の割合をみると、本市は41市町中15位となっています。

■県内市町における防災会議に占める女性の割合（令和3年度（2021年度））



資料：内閣府男女共同参画局「令和3年度 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

⑥ 市議会における女性議員の割合

本市における女性議員の割合は、令和4年（2022年）12月1日現在では16.7%となっています。

■市議会における女性議員の割合

総数	うち女性	女性比率	全国市町村議会 全体の女性比率
18	3	16.7%	14.8%

資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等（令和3年12月31日現在）」

（5）DV相談件数・一時保護件数

本市におけるDV相談件数は、平成28年度（2016年度）より増減を繰り返しながら推移しており、令和3年度（2021年度）は9件となっています。

また、一時保護件数については、平成28年度（2016年度）より増減を繰り返しつつ、全体では減少傾向にあり、令和3年度（2021年度）は1件となっています。

■DV相談件数・一時保護件数

単位：件

	平成28年度 2016年度	平成29年度 2017年度	平成30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	令和3年度 2021年度
DV相談件数	8	14	11	8	7	9
一時保護件数	4	6	3	1	0	1

資料：洲本市子ども子育て課

2 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

男女共同参画に関する市民及び本市職員の意識や、事業所における女性活躍の実態等を把握するとともに、本計画の基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

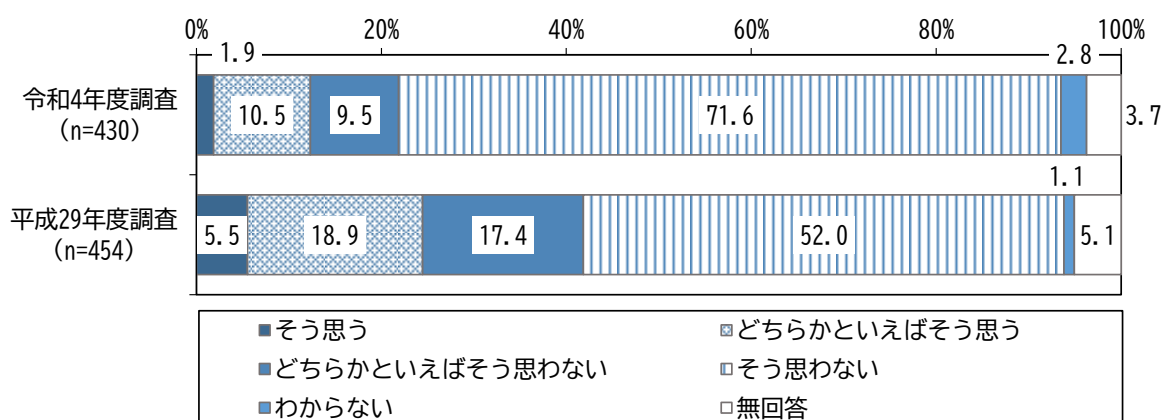
調査の種類	対象者	調査期間	調査方法	有効回答率
市民アンケート	市内在住の満 20 歳以上の男女 1,500 人	令和 4 年 9 月 16 日 ～10 月 7 日	郵送による配付・回収	28.7% (430 件/1,500 件)
職員アンケート	洲本市役所職員	令和 4 年 9 月 21 日 ～10 月 14 日	WEB により実施	17.1% (71 件/416 件)
事業所アンケート	市内に所在する事業所	令和 4 年 9 月 16 日 ～10 月 7 日	郵送による配付・回収	42.2% (213 件/505 件)

(2) 調査結果の概要

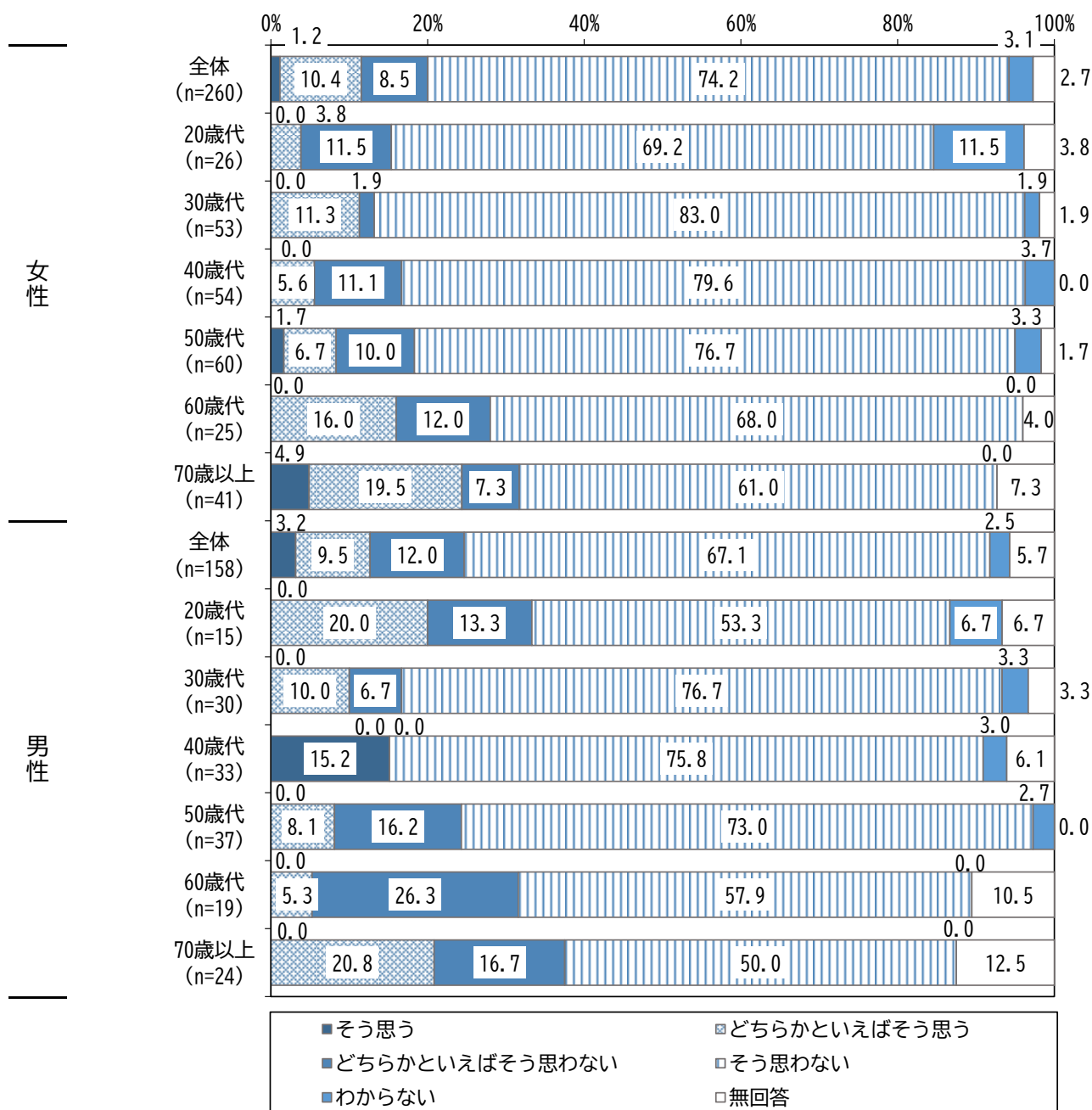
① 市民アンケート調査

■ 固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識について、同意する人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は約 1 割で、前回調査時より減少し、解消には向かっているものの、依然として根強く残っています。



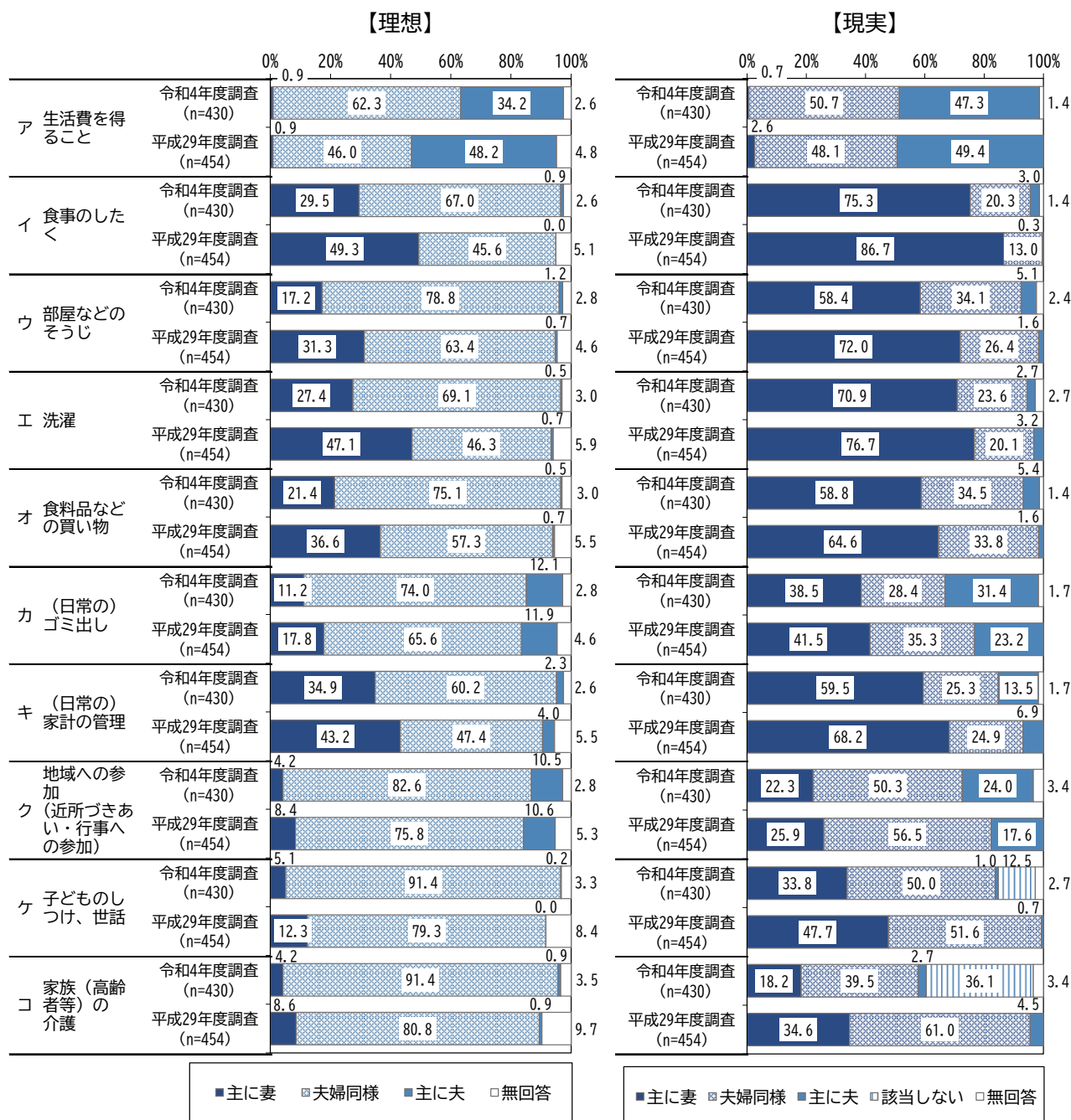
性別・年齢別にみると、同意する人の割合は、女性・男性いずれも70歳以上で高くなっています。



■夫婦の役割と分担

夫婦の役割と分担について、理想では「夫婦同様」が高くなっていますが、現実では多くの項目で「主に妻」が高くなっています。

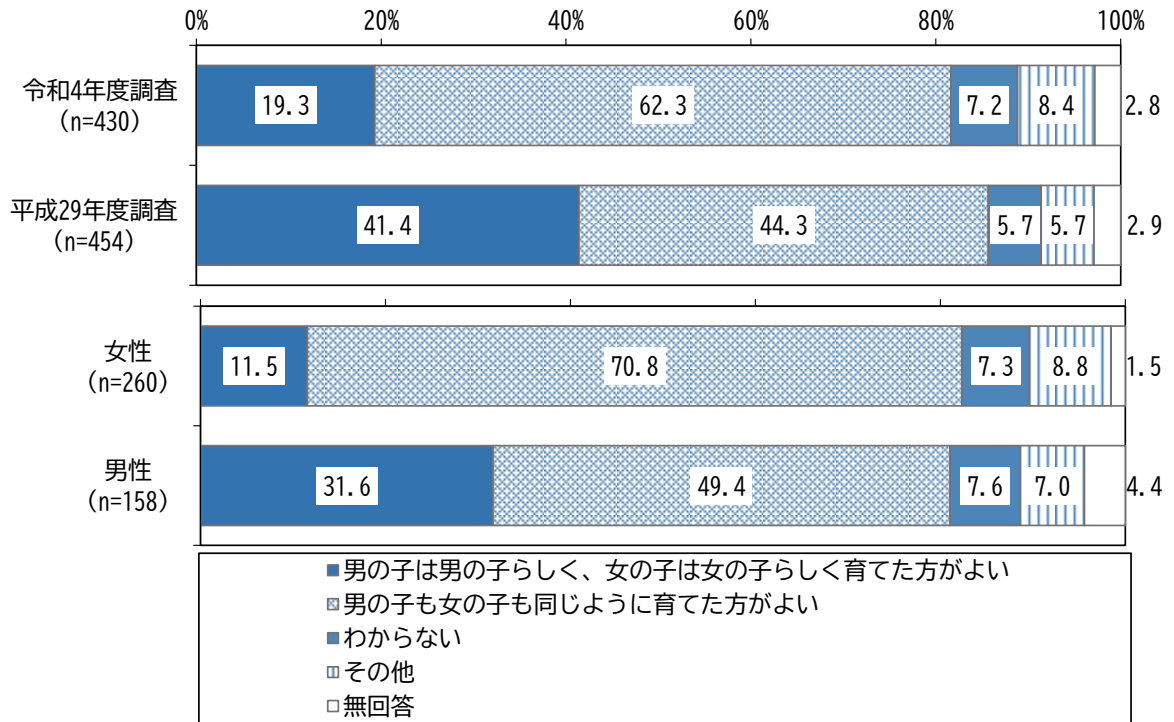
また、理想・現実いずれも多くの項目で「夫婦同様」の割合が前回調査時よりも増加しています。



※ ケ及びコの「該当しない」は令和4年度調査からの選択肢

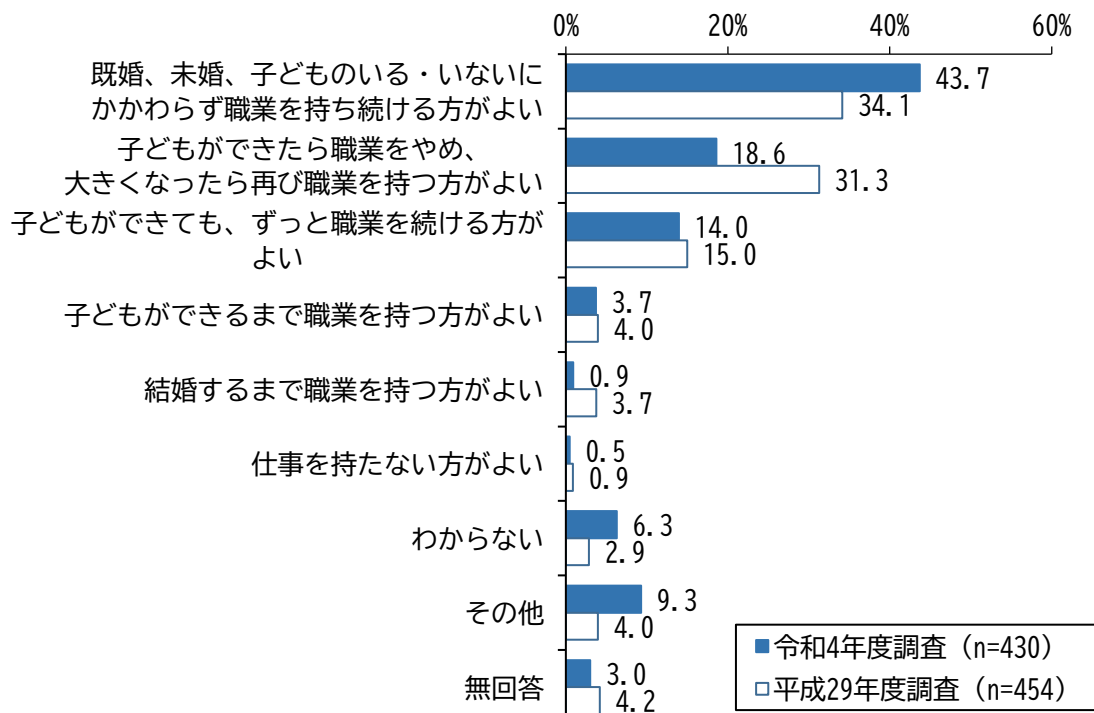
■子育てについて

「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」と考える人の割合は前回調査より減少しています。しかし、性別でみると、男性の約3割が「男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい」と回答しています。



■女性が「職業」を持つことについて

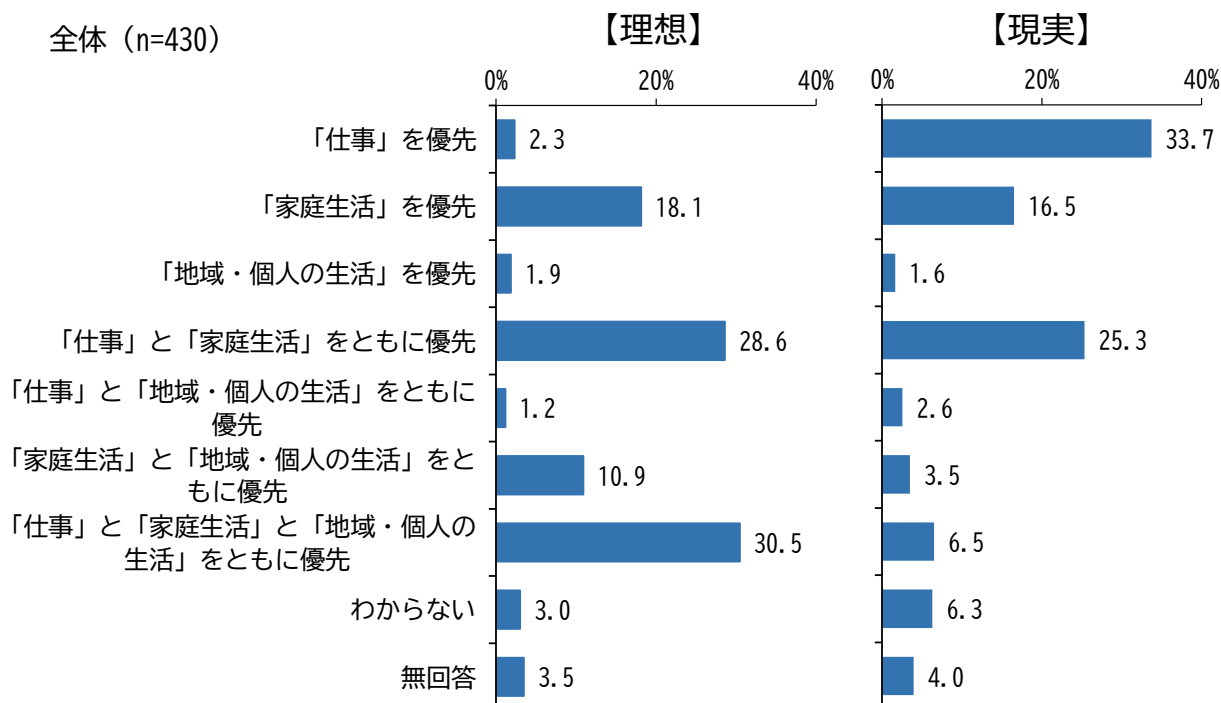
「既婚、未婚、子どものいる・いないにかかわらず職業を持ち続ける方がよい」と考えている人は約4割で、前回調査時よりも増加しており、就業継続を支持する人が増加しています。



■「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度

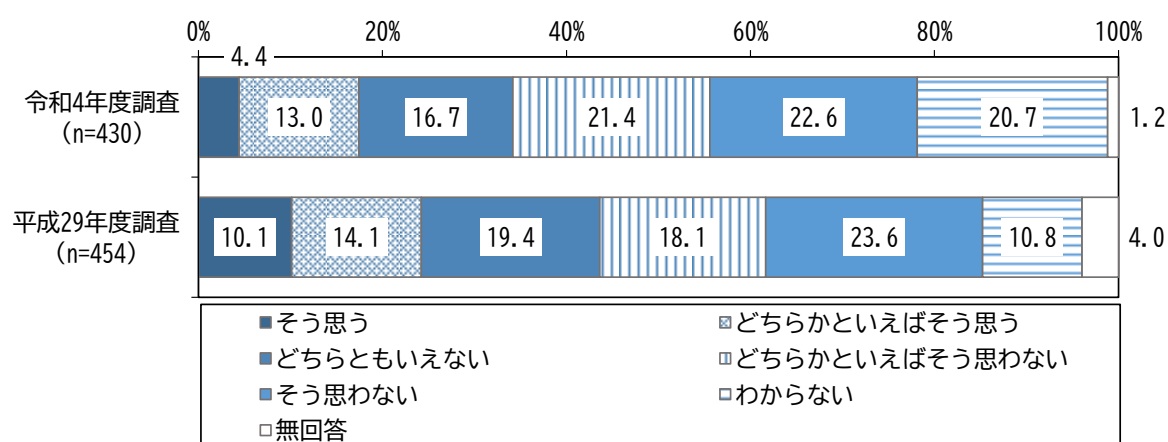
理想では、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先」の割合が最も高くなっていますが、現実では、「仕事」を優先」の割合が最も高くなっています。

全体 (n=430)



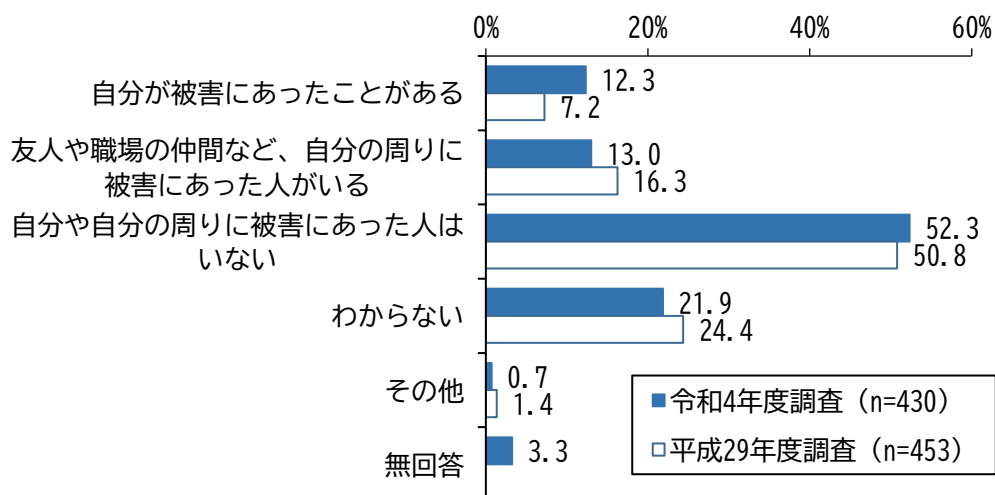
■避難所が女性や高齢者、障害者にとって避難しやすい環境にあると思うか

同意しない人（「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計）は約4割で、前回調査時より同意しない人が増加しています。



■セクシュアル・ハラスメントに接した経験

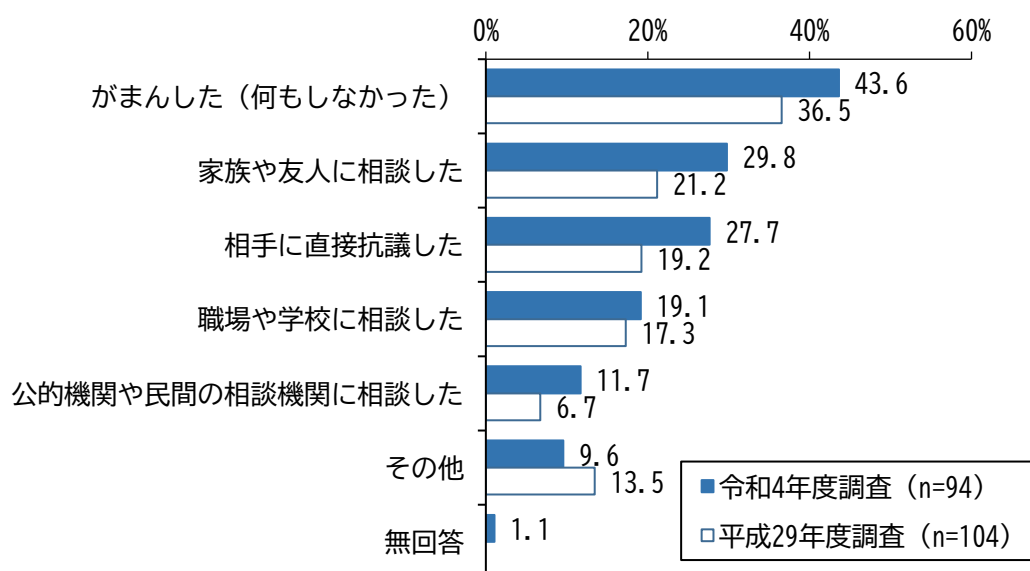
セクシュアル・ハラスメントに被害にあった人の割合は約1割で、前回調査時より増加しています。



■セクシュアル・ハラスメントに接した後の行動

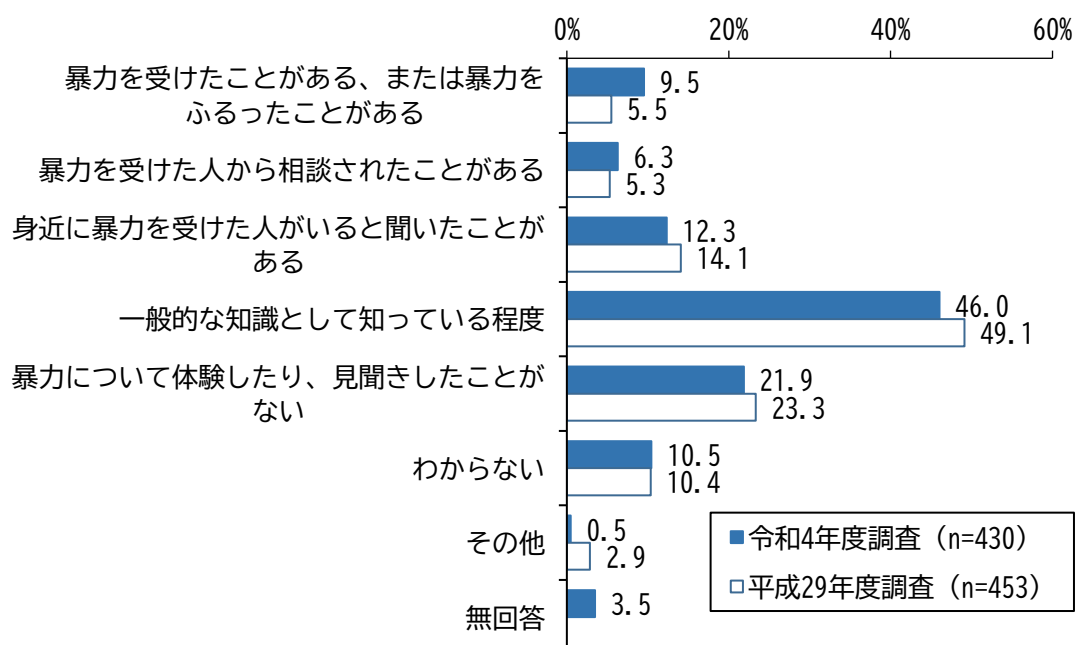
セクシュアル・ハラスメントの被害にあった人や、自身の周りに被害にあった人がいる人の、セクシュアル・ハラスメントに接した後の行動については、「がまんした（何もしなかった）」が約4割で最も多く、前回調査時より増加しています。

一方、「相手に直接抗議した」や相談した等の割合も増加しています。



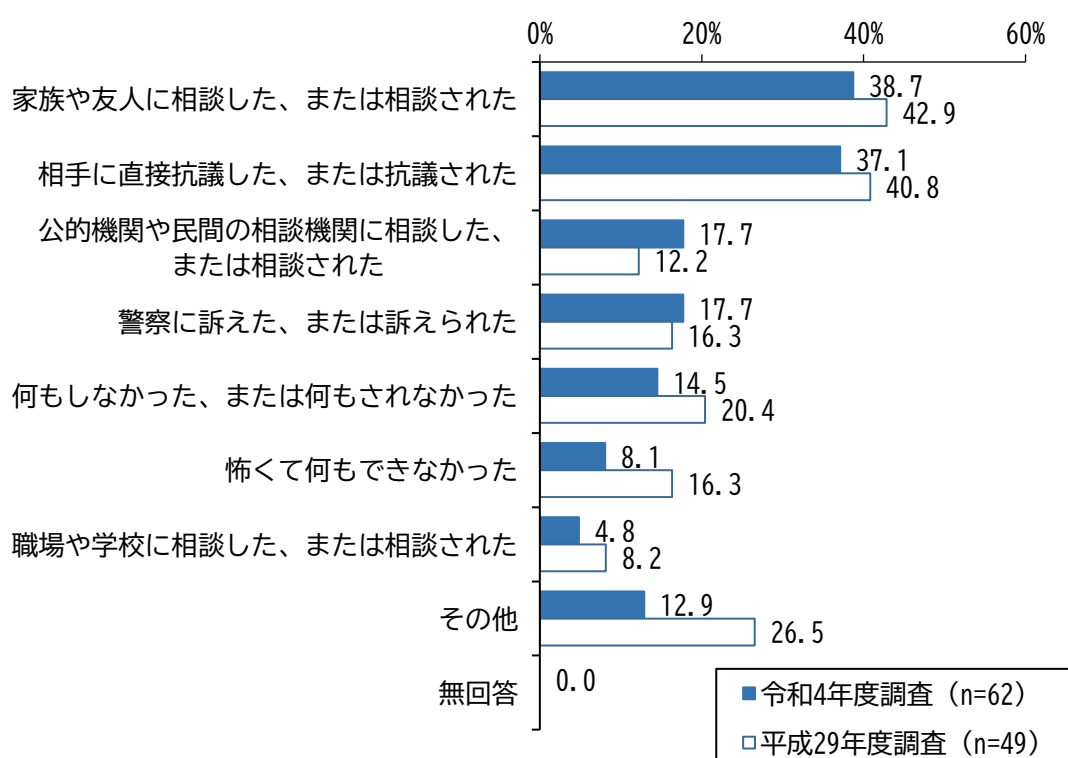
■DVに接した経験

「暴力を受けたことがある、または暴力をふるったことがある」人の割合は約1割で、前回調査時より増加しています。



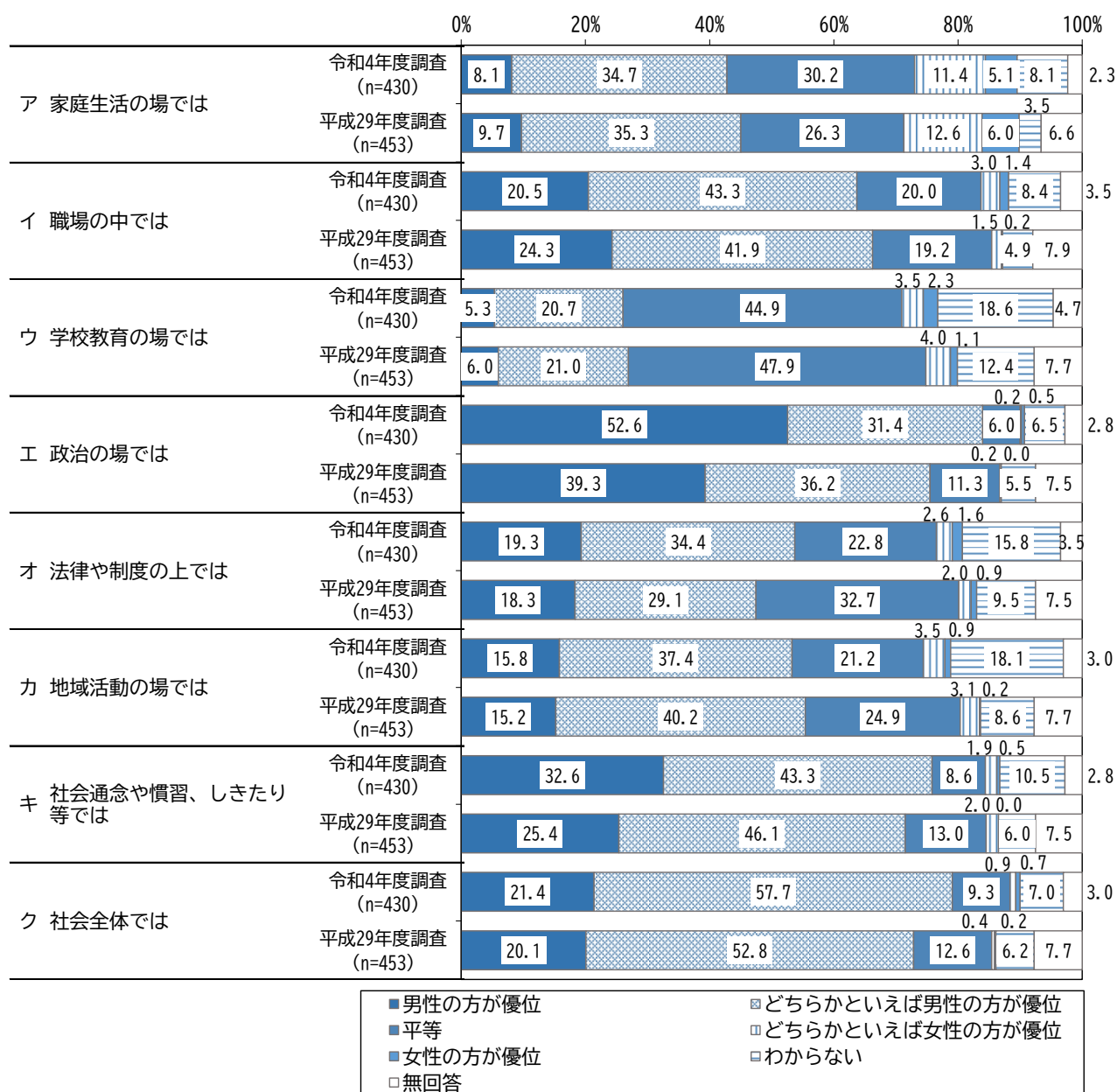
■DVに接したあとの行動

「暴力を受けたことがある、または暴力をふるったことがある」または「暴力を受けた人から相談されたことがある」人の、その後の行動については、「何もしなかった、または何もされなかった」、「怖くて何もできなかった」の割合が前回調査時より減少しています。



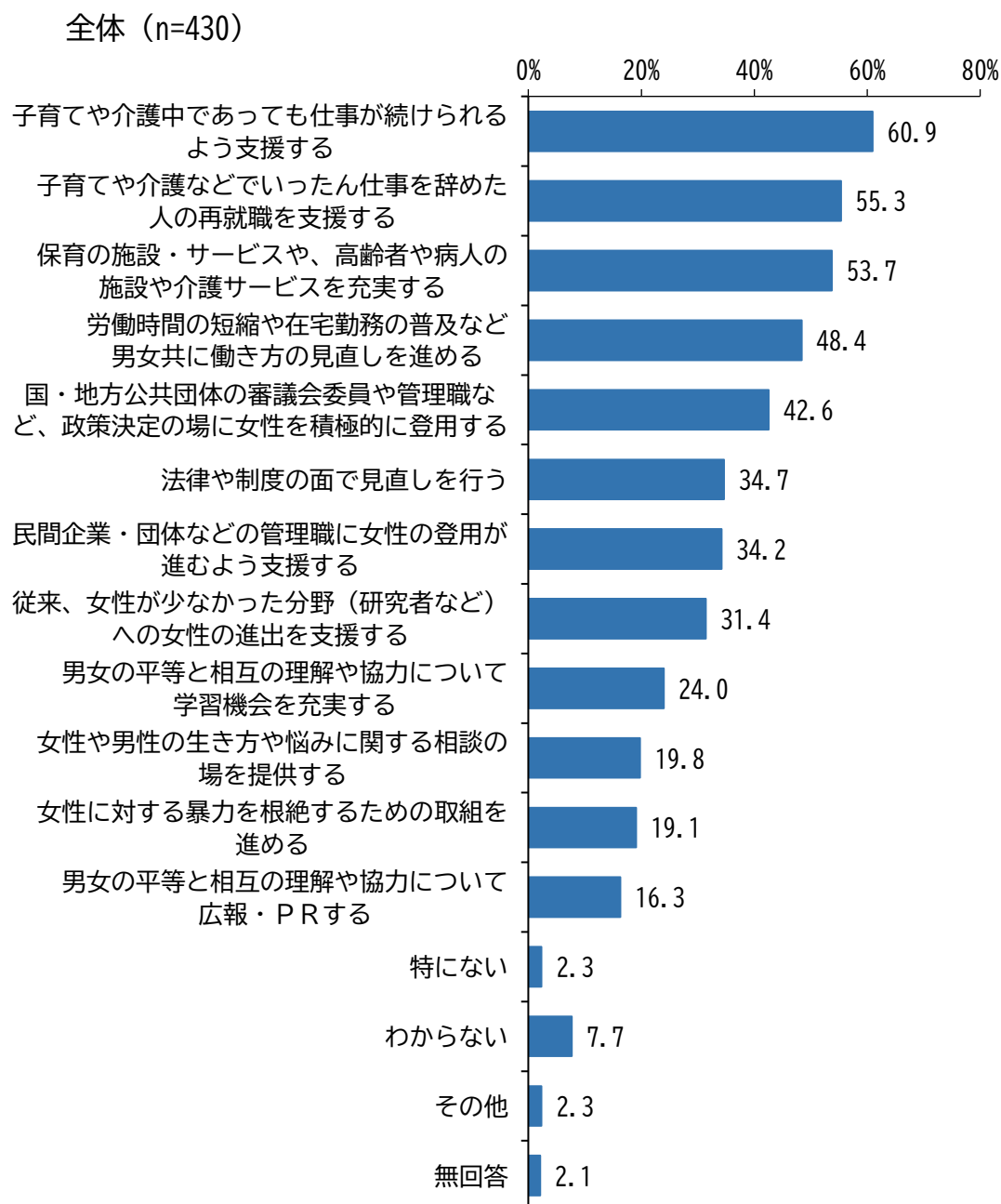
■男女の立場の平等について

男性優位と考えている人（「男性の方が優位」と「どちらかといえば男性の方が優位」の合計）の割合は、「エ 政治の場では」が最も高く、次いで「ク 社会全体では」、「キ 社会通念や慣習、しきたり等では」と続いており、前回調査時より、「エ 政治の場では」、「オ 法律や制度の上では」、「キ 社会通念や慣習、しきたり等では」、「ク 社会全体では」が増加しています。



■男女共同参画社会の実現に向けて行政が力をいれていくべきこと

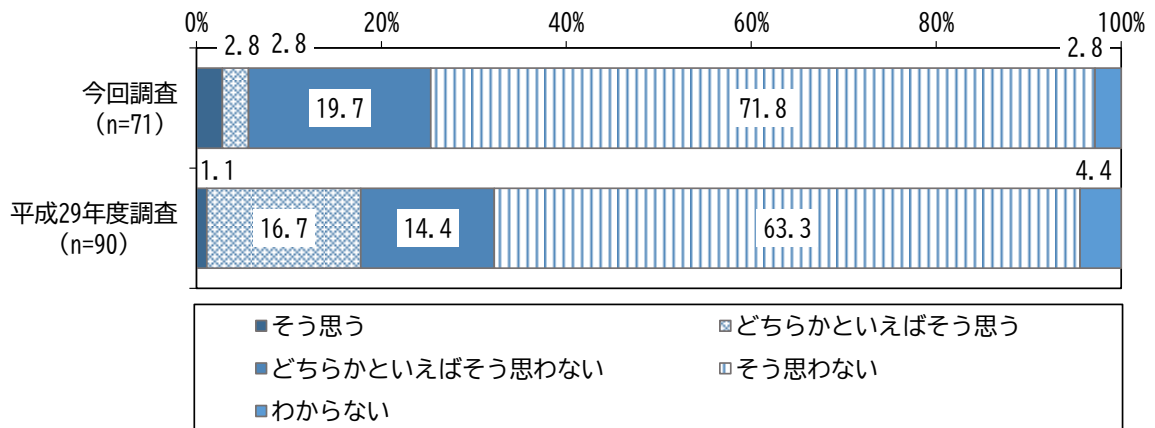
男女共同参画社会の実現に向けて行政が力をいれていくべきことについては「子育てや介護中であつても仕事が続けられるよう支援する」の回答が最も多くなっています。



② 職員アンケート調査

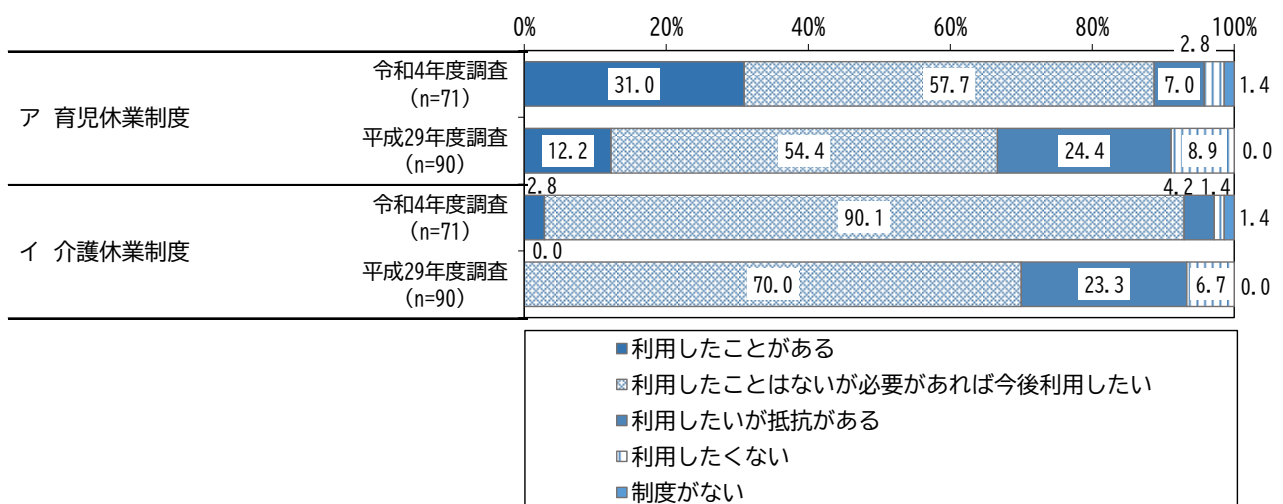
■固定的性別役割分担意識

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」との考え方、いわゆる固定的性別役割分担意識について、同意する人（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は1割未満で、前回調査時より減少し、解消には向かっているものの、依然として根強く残っています。



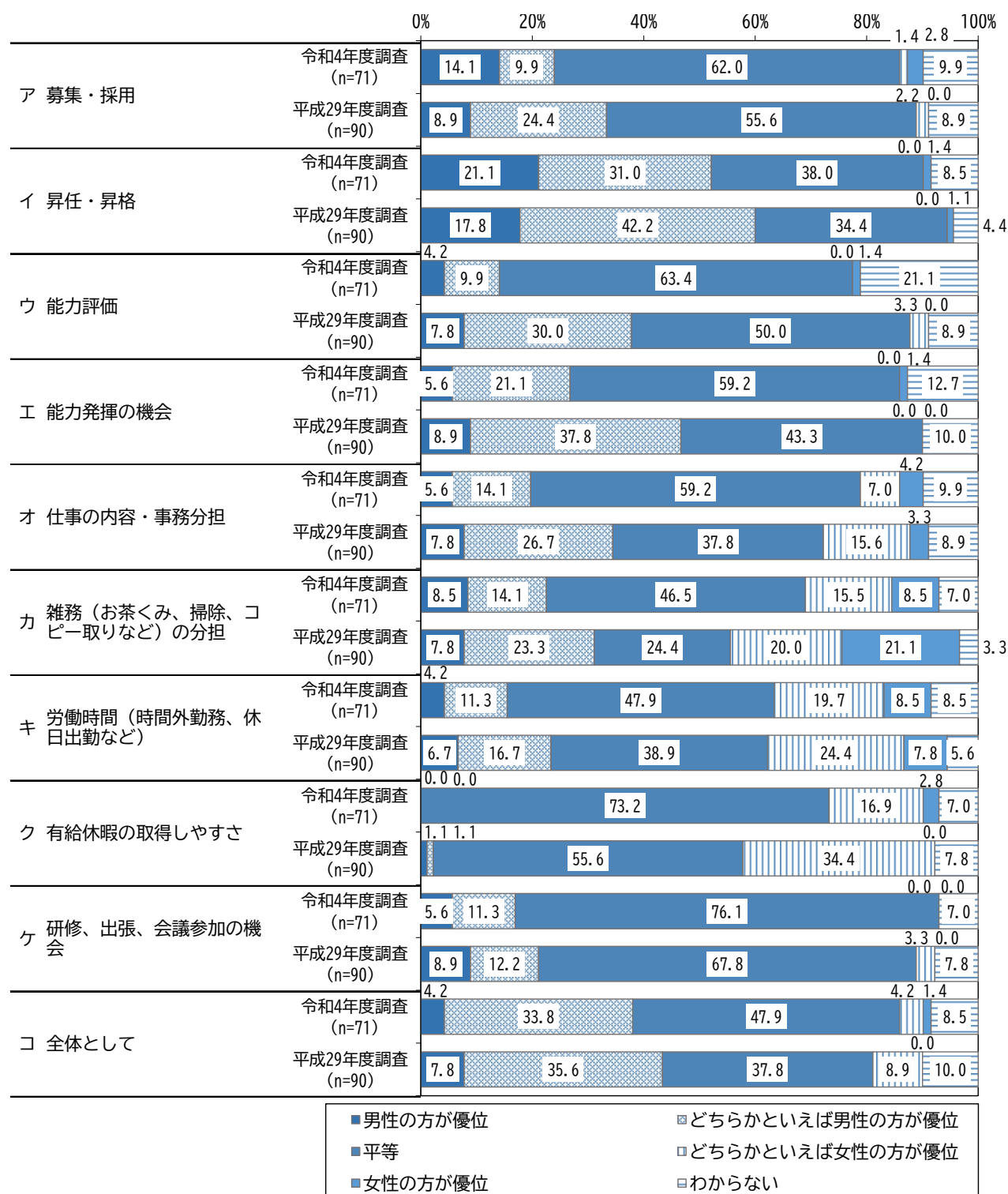
■育児休業・介護休業制度の利用状況と利用意向

育児休業・介護休業制度の利用状況と利用意向について、「利用したいが抵抗がある」及び「利用したくない」の割合が前回調査時より減少しており、育児・介護休業制度に対する理解が浸透しています。



■職場における男女差

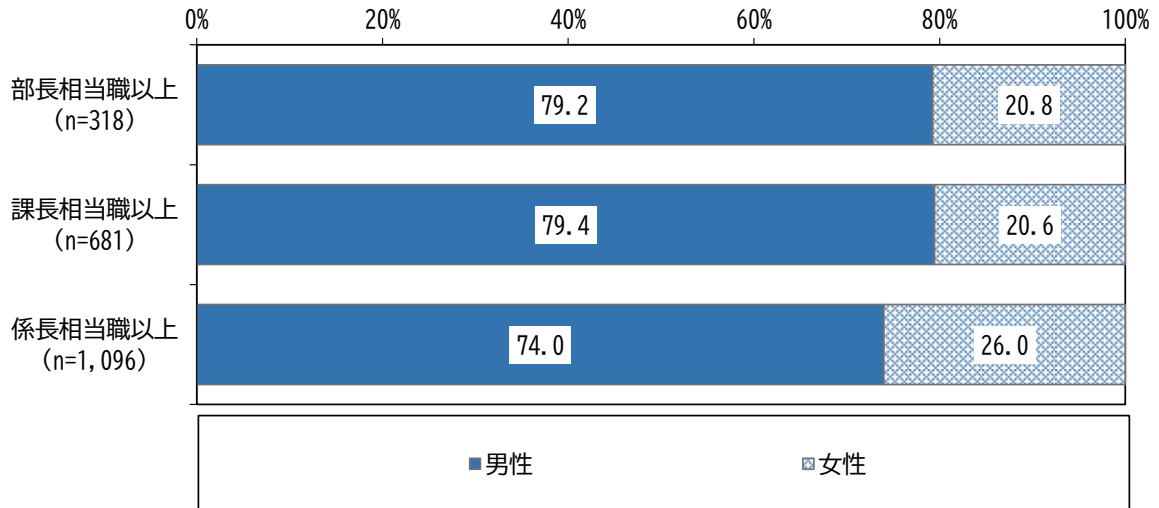
「男性の方が優位」と「どちらかといえば男性の方が優位」を合わせた男性優位は、すべての項目で前回調査時より割合が減少しています。



③ 事業所アンケート調査

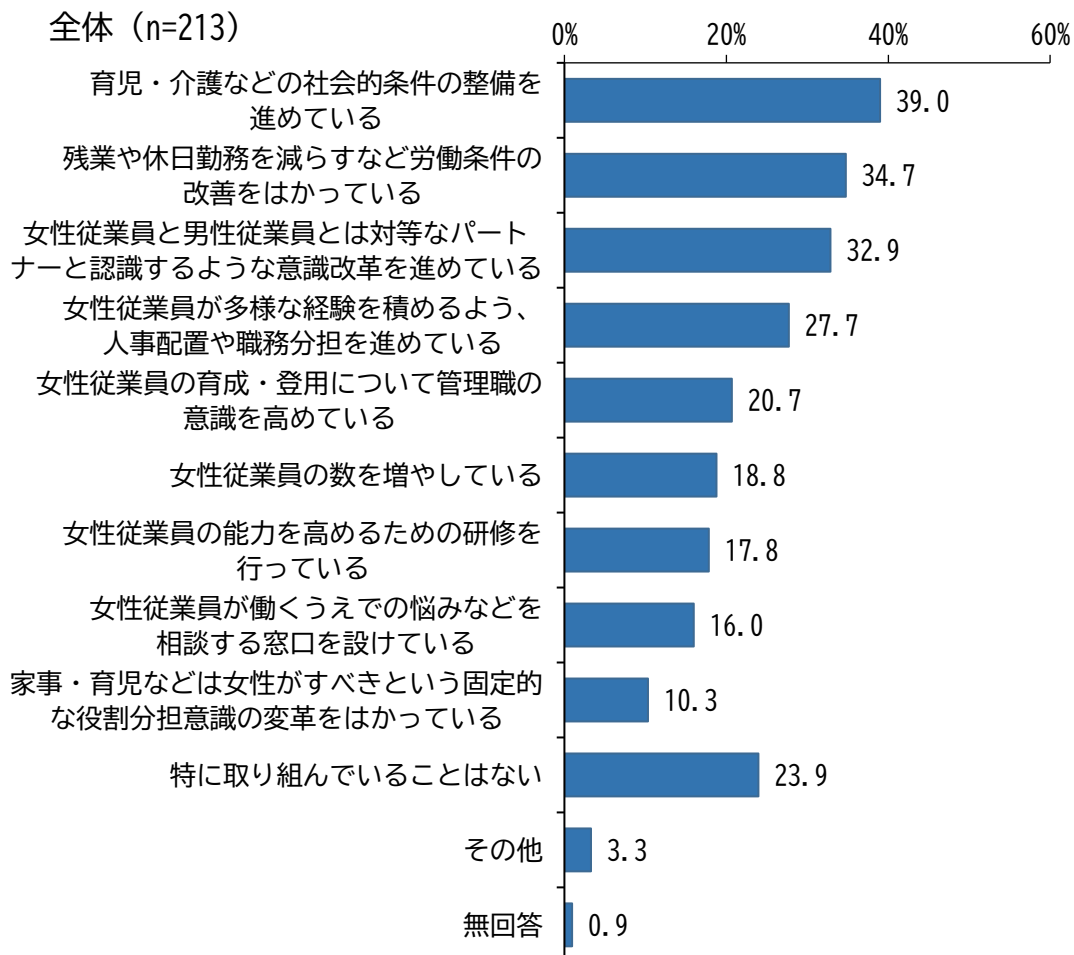
■管理職における女性の割合

管理職（課長相当職以上）の女性の割合は20.6%となっています。



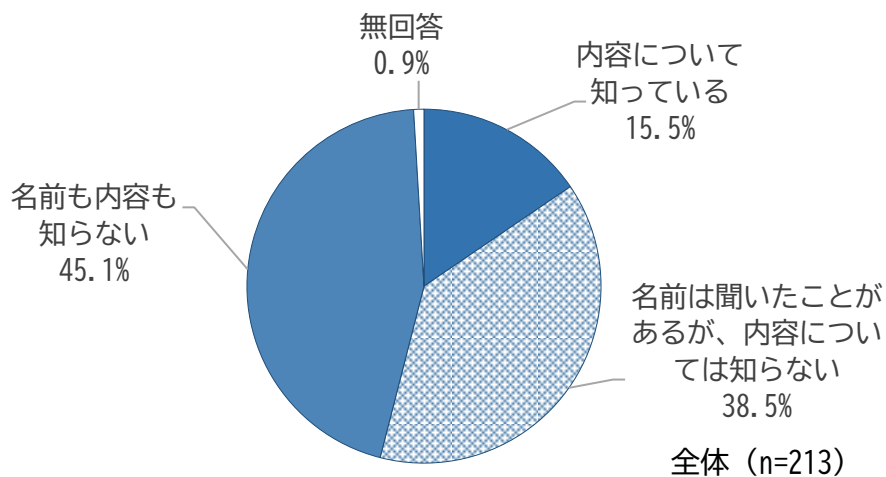
■女性従業員の職域拡大・登用で取り組んでいること

女性従業員の職域拡大・登用で取り組んでいることについて、特に取り組んでいない事業所は約2割となっています。



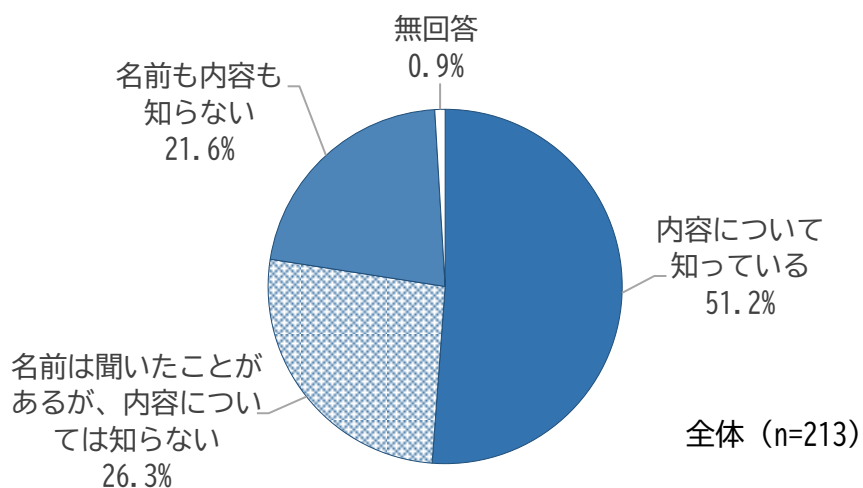
■ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の認知度

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）について、「内容について知っている」事業所は約2割となっています。



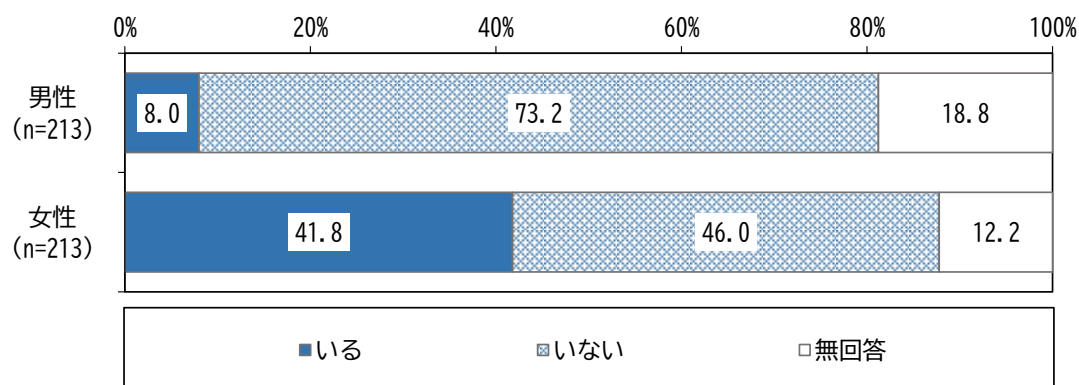
■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度について、「内容について知っている」事業所は約5割となっています。



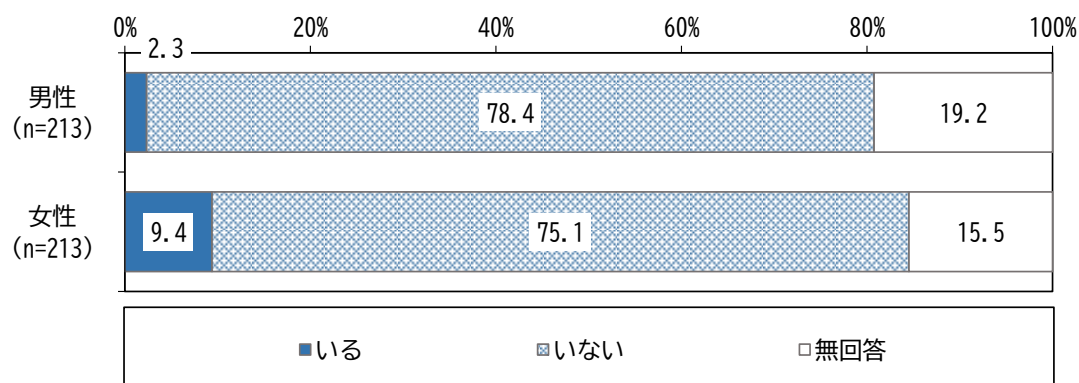
■育児休業制度取得状況

育児休業について、男性の取得者がいる事業所は8.0%、女性の取得者がいる事業所は41.8%となっています。



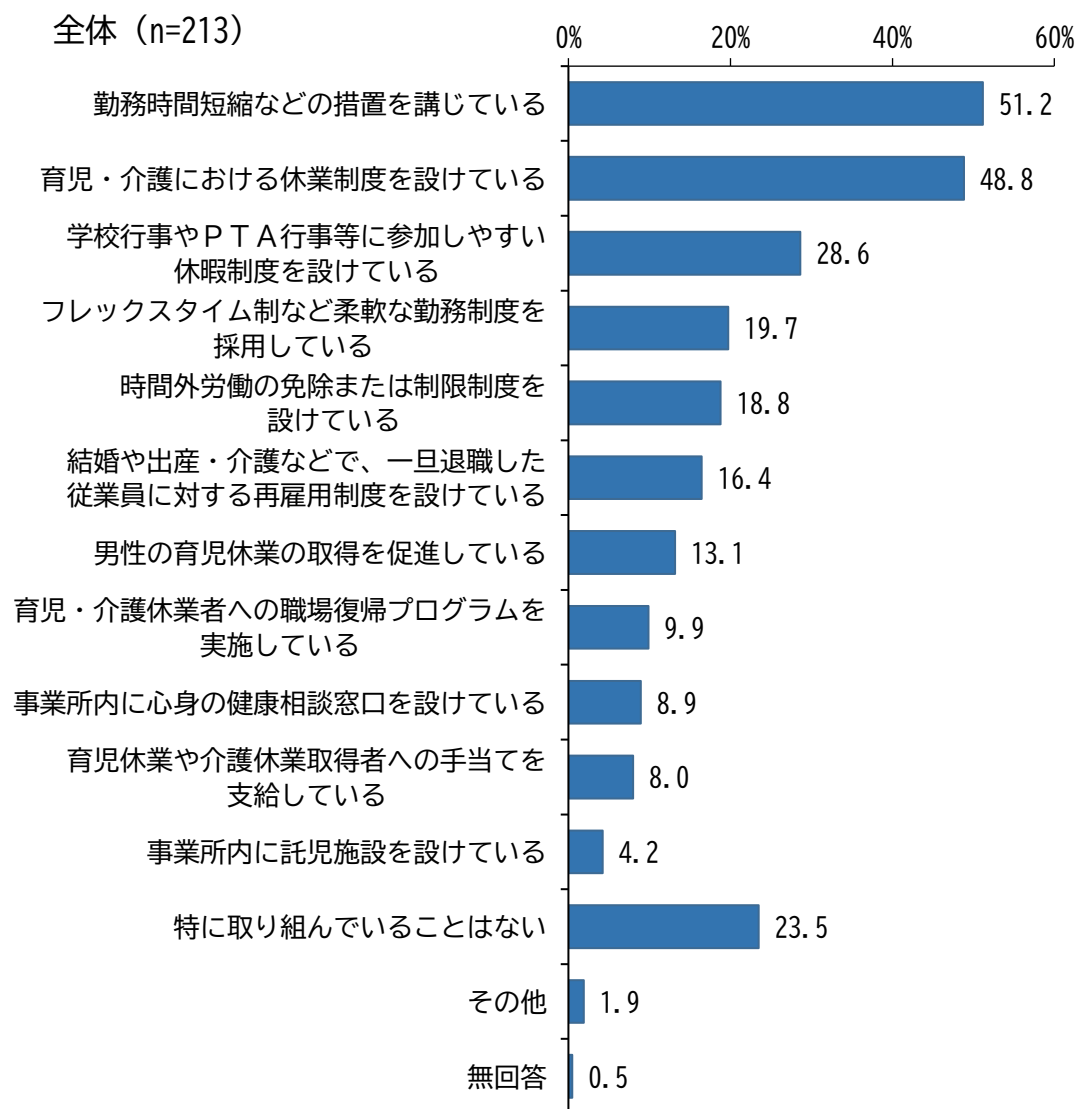
■介護休業取得状況

介護休業について、男性の取得者がいる事業所は2.3%、女性の取得者がいる事業所は9.4%となっています。



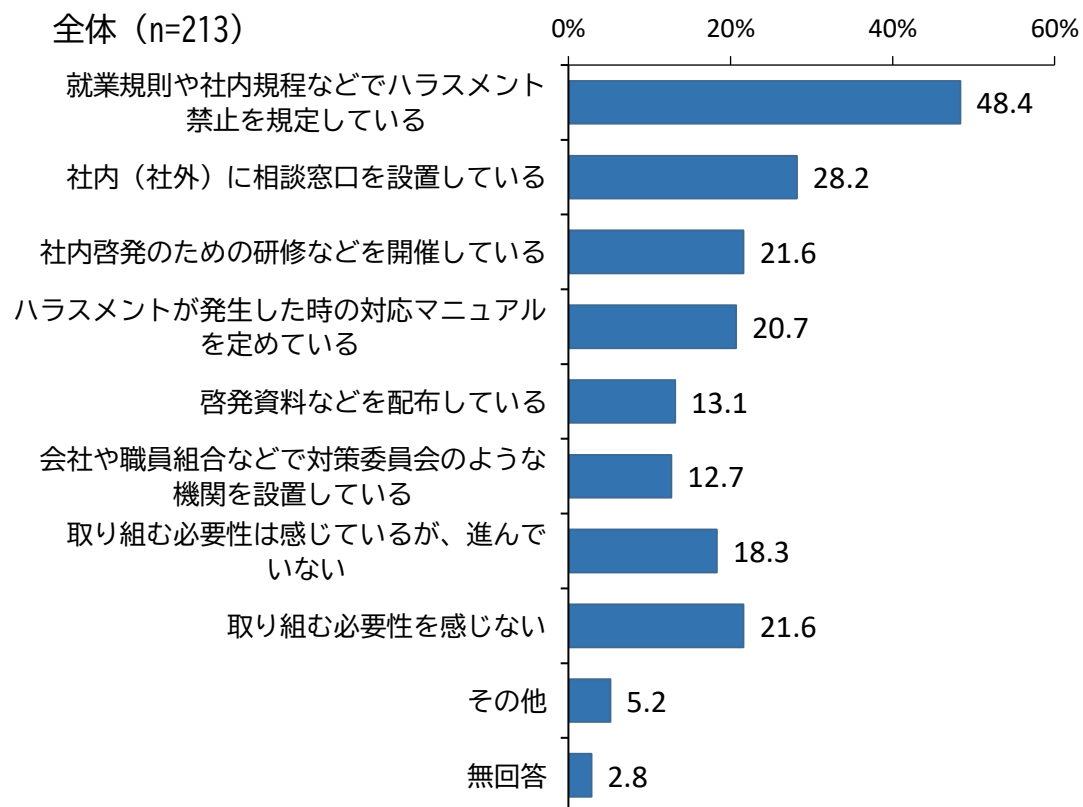
■育児や介護と仕事の両立を支援するために取り組んでいること

育児や介護と仕事の両立を支援するために取り組んでいることについて、「特に取り組んでいることはない」事業所は約2割となっています。



■ハラスメント対策として取り組んでいること

ハラスメント対策として取り組んでいることについて、「取り組む必要性を感じない」事業所は約2割となっています。



3 洲本市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 18 年 2 月 11 日告示第 16 号

(設置)

第 1 条 洲本市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進について、広く意見を求めるため、洲本市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) プランの推進について協議し、意見を述べること。
- (2) プランの推進について調査し、研究すること。
- (3) その他推進委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 洲本市内で活動する団体の代表者
- (3) 洲本市内事業所の代表者
- (4) 公募による洲本市民
- (5) 洲本市職員

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 推進委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(関係者の出席)

第 8 条 会長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第 9 条 推進委員会に、第 2 条の所掌事務の効率的な推進を図るために幹事会を設置する。

- 2 幹事長及び幹事は、洲本市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事長に事故があるときは、あらかじめ市長の指名する幹事がその職務を代行する。

5 幹事会は、必要があるときは、関係職員の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附 則

この告示は、平成18年2月11日から施行する。

附 則 (平成19年4月24日告示第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年7月23日告示第54号)

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

4 洲本市男女共同参画推進委員会委員名簿

任用期間:令和4年4月1日～令和6年3月31日

区 分	氏 名	所属団体等
1号 学識経験者	◎ 望月 慶子	
	○ 川石 雅代	
2号 団体の代表	宮奥 正一	洲本市連合町内会副会長
	炬口 利春	洲本市老人クラブ連合会副会長
	横道 美穂子	洲本市商工会議所 女性会 事業部長
	濱田 賢	洲本市PTA連合会 人権啓発委員会副委員長
3号 事業所の代表	田村 幸嗣	パナソニック(株)エナジーソリューション 人事・総務部 人事課長
	藤平 育代	淡路信用金庫 人事部 人事部長
	戸田 ひろみ	イオンリテール(株)イオンスタイル洲本 CS同友店販促課長
4号 公募の市民	原 竜也	
	束田 裕美	
	西村 修治	
5号 市職員	毛笠 錦哉	洲本市企画情報部長
	東田 光司	洲本市総務部長

◎ 会長 ○ 副会長

5 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年6月16日	令和4年度 第1回洲本市男女共同参画推進委員会幹事会 ・第3次男女共同参画プラン実施計画にかかる令和3年度の庁内各課の実施報告について ・今年度の推進活動事業について ・第4次男女共同参画プランの策定について
令和4年7月25日	令和4年度 第1回洲本市男女共同参画推進委員会 ・第3次男女共同参画プラン実施計画にかかる令和3年度の庁内各課の実施報告について ・今年度の推進活動事業について ・第4次男女共同参画プランの策定について
令和4年9月～10月	市民・職員・事業所意識調査の実施 【市民】有効回答率：28.7%（430件／1,500件） 【職員】有効回答率：17.1%（71件／416件） 【事業所】有効回答率：42.2%（213件／505件）
令和4年10月20日	第4次男女共同参画プラン実施計画調査の実施 ・関係部署に対し、第4次男女共同参画プラン実施計画に係る具体的施策等を調査
令和4年12月19日	令和4年度 第2回洲本市男女共同参画推進委員会 ・アンケート調査結果について ・第4次洲本市男女共同参画プラン（素案）について
令和5年2月1日～ 令和5年2月28日	パブリックコメントの実施

6 男女共同参画社会基本法

(平成十一年法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第二百号

同十一年十二月二十二日同第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、

男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日

における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布
の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正 令和元年法律第四十六号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十條）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体

に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければ

ばならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調

整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
- 第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する

通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和三十二年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないこ

とを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることそ

の他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者

と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその

内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護

に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。
(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。
(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、

これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前

の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年五月二五日法律第五二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年法律第六十四号)

令和四年法律第十二号による改正

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活におけ

る活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講

じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要

な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に

従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握

し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択

に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及

び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万

円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関

する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

9 用語解説

あ行

■アンコンシャス・バイアス

誰もが無意識に持っている思い込みや偏見のこと。男女の役割などに固定的な価値観を与えるとされている。

■SDGs（持続可能な開発目標）

平成27年(2015年)9月に国連で採択された、平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。目標5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女兒のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。

■LGBTQ+

レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）、クエスチョニング（こころの性別、恋愛の方向が定まっていなかったり、その変化している途中であるなどの人々）に加え、それ以外の性を表す「プラス」を付けた言葉で、性的少数者（セクシャル・マイノリティ）を表す総称のひとつ。

■エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

か行

■固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

さ行

■ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

■ジェンダーギャップ指数（GGI）

世界経済フォーラム（World Economic Forum: WEF）が公表する、各国における男女格差を測る指数で、「経済」、「政治」、「教育」、「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

昭和54年（1979年）に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。日本は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。

なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

■性的指向・性自認（性同一性）

性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。

■SOGI（ソジ、ソギ）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字を取った総称。

た行

■男女共同参画社会

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うべき社会。

■DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫やパートナーなど親しい関係（婚姻関係にない恋人同士を含む。）の間で生じる暴力で、親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別される。DV防止法では、配偶者間（事実婚や元配偶者も含む。）の暴力に限定し、性別は問わないものとしている。一口に「暴力」といっても様々な形態が存在し、暴力は単独で起きることがあるが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっており、また、ある行為が複数の形態に該当する場合もある。

は行

■パワハラ（パワーハラスメント）

次の①～③の要素をすべて満たすものを職場のパワーハラスメントという。

- ①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること
- ②業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③身体的若しくは精神的な苦痛を与えること、又は就業環境を害すること

■ポジティブ・アクション

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」、「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組みをいう。

ら行

■リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）と

は、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

わ行

■ワーク・ライフ・バランス

仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら、その一方で、子育てや介護、家庭や地域での生活、自己啓発などといった、個々の私生活も充実させるという考え方。

第4次洲本市男女共同参画プラン

令和5年（2023年）3月

洲本市 市民生活部 市民課 人権推進室

〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

TEL 0799-22-2580（直通）

FAX 0799-23-0974